

第百九十六回国会
衆議院
文部科学委員会
議 録
第十五号

平成三十年五月三十日(水曜日)

午後零時三十二分開議

出席委員

委員長 富岡 勉君

理事 安藤 裕君 理事 神山 佐市君

理事 亀岡 偉民君 理事 工藤 彰三君

理事 鈴木 淳司君 理事 川内 博史君

理事 城井 崇君 理事 浮島 智子君

池田 佳隆君 石川 昭政君

上杉謙太郎君 尾身 朝子君

大見 正君 神谷 昇君

小林 茂樹君 櫻田 義孝君

下村 博文君 田野瀬太道君

高木 啓君 根本 幸典君

馳 浩君 藤井比早之君

船田 元君 古田 圭一君

本田 太郎君 松本 剛明君

三ッ林裕巳君 宮内 秀樹君

宮川 典子君 宮路 拓馬君

八木 哲也君 櫻井 周君

日吉 雄太君 山本和嘉子君

伊藤 俊輔君 西岡 秀子君

中野 洋昌君 鰐淵 洋子君

金子 恵美君 畑野 君枝君

串田 誠一君 吉川 元君

笠 浩史君

文部科学大臣 林 芳正君

国務大臣
(東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当)

文部科学大臣政務官

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(内閣官房内閣審議官)

政府参考人
(国家公務員倫理審査会事務局長)

政府参考人
(内閣府地方創生推進事務局審議官)

政府参考人
(総務省総合通信基盤局電波部長)

政府参考人
(法務省大臣官房審議官)

政府参考人
(文部科学省大臣官房長)

政府参考人
(文部科学省生涯学習政策局長)

政府参考人
(文部科学省初等中等教育局長)

政府参考人
(文部科学省高等教育局長)

政府参考人
(文部科学省高等教育局私学部長)

政府参考人
(文部科学省研究開発局長)

政府参考人
(スポーツ庁次長)

政府参考人
(文化庁次長)

政府参考人
(農林水産省大臣官房審議官)

文部科学委員会専門員

委員の異動
五月三十日
辞任

池田 佳隆君

小林 茂樹君

田野瀬太道君

高木 啓君

補欠選任
三ッ林裕巳君

神谷 昇君

藤井比早之君

本田 太郎君

池本 武広君

村上 敬亮君

竹内 芳明君

加藤 俊治君

藤原 誠君

常盤 豊君

高橋 道和君

義本 博司君

村田 善則君

佐伯 浩治君

今里 讓君

中岡 司君

小川 良介君

鈴木 宏幸君

同日
平野 博文君

伊藤 俊輔君

補欠選任
神谷 昇君

藤井比早之君

本田 太郎君

三ッ林裕巳君

伊藤 俊輔君

池田 佳隆君

平野 博文君

五月二十八日

教育費負担の公私間格差をなくし、子供たちに
行き届いた教育を求める私学助成に関する請願

(田畑毅君紹介)(第二二八三三号)

同(松本文明君紹介)(第二二八四四号)

同(志位和夫君紹介)(第二二九四四号)

同(青柳陽一郎君紹介)(第二三〇二二号)

同(笠井亮君紹介)(第二三〇三三号)

同(照屋寛徳君紹介)(第二三〇四四号)

同(宮本徹君紹介)(第二三〇五五号)

同(北村誠吾君紹介)(第二三一二二号)

同(阿部知子君紹介)(第二三七八八号)

同(田中和徳君紹介)(第二四〇六六号)

同(藤原崇君紹介)(第二四〇七七号)

家庭教育支援法の制定に関する請願(斎藤洋明
君紹介)(第一三四四号)

は本委員会に付託された。

五月三十日

義務教育費国庫負担制度堅持、教職員定数改
善、保護者負担解消など教育の機会均等と教育
予算の確保・拡充に関する陳情書(北海道余市
郡赤井川村字都一一三 中村雅志)(第一三〇
号)

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率二分の一
への復元、「子どもの貧困」解消など教育予算確

保・拡充と就学保障に関する陳情書(北海道富
良野市桂木町一の一 金倉康裕)(第一三一一号)

小・中学校の空調設備整備に係る学校施設環境
改善交付金の採択基準見直しに関する陳情書
(高知市本町四の一の二四 高木妙)(第一三二
号)

浪江町集団A・D・Rの打ち切りに関する陳情書
(福島市山下町四の二四 澤井功)(第一三三三
号)

は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

文部科学行政の基本施策に関する件

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進
に関する法律案起草の件

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京
パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三
十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法
の一部を改正する法律案起草の件

スポーツ基本法の一部を改正する法律案起草の
件

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律
案起草の件

スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため
「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件

○富岡委員長 これより会議を開きます。

文部科学行政の基本施策に関する件について調
査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、本日、政府参考人として内閣
官房内閣審議官原邦彰君、国家公務員倫理審査会
事務局局長池本武広君、内閣府地方創生推進事務局
審議官村上敬亮君、法務省大臣官房審議官加藤俊

治君、文部科学省大臣官房長藤原誠君、生涯学習政策局長常盤豊君、初等中等教育局長高橋道和君、高等教育局長義本博司君、高等教育局私学部長村田善則君、研究開発局長佐伯浩治君、スポーツ庁次長今里讓君、文化庁次長中岡司君及び農林水産省大臣官房審議官小川良介君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富岡委員長 質疑の申出がありますので、順次これを許します。川内博史君。

○川内委員 川内でございます。

林大臣、よろしくお願いいたします。

日大のアメフト部の問題や、あるいは、ずっと続いております加計学園の問題等、私立学校をめぐるさまざまな問題については、本委員会としてもしっかりと、その問題点が何なのか、どういうふうにすれば、子供たちの育ちや、あるいは若者の学び、研究というところが十分になされるのかという点について、しっかりとその方策を委員会としても示していかなければならないというふうに思っておりますが、そのためにも、ケーススタディとして、個別の事案について、しっかりと事実を国民の前に明らかにしていくという責務が委員会にはあるのではないかと、このように私としては思います。

そこで、加計学園のことについて、まだまだ謎が、あるいはわからない部分があるいは事実がどうなのかということが国民に示されていないので、きょうも聞かせていただきたいと思いますけれども、まず、先ほど理事会で、平成二十七年の四月二日に、愛媛県文書によれば、柳瀬当時の秘書官が、首相官邸に加計学園の方や愛媛県、今治市の方々の来訪を受けて、獣医学部の新設についての会合を持ちましたよということが愛媛県文書に記載をされている。

そのときには、柳瀬秘書官の参考人質疑での御答弁によれば、当時、文部科学省から首相官邸に出向していた内閣官房内閣参事官が同席をし、その後明らかにされた愛媛県文書の中では、発言もしていられしやるわけですね、発言をしたとされているわけですね。

本委員会の委員長のお取り計らいで、文部科学省に対して、この平成二十七年四月二日の会合の前後、文科省から内閣官房、官邸に出向していた内閣官房内閣参事官から事前の報告メールあるいは事後の報告メールあるいは報告の文書等があったのではないかとということで、網羅的に調査をすべきであるということで、理事会から文科省へ依頼をさせていただき、そして文科省がそれを受けて追加的な御調査をいただいたというふうに思いますが、本委員会所属の委員の先生方にも、文部科学省としての調査の結果をまず御報告いただきたいというふうに思います。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

去る四月二十日に公表いたしました「愛媛県等が官邸を訪問したとされていることに関する事前連絡等の有無及び当該連絡に関する文書の存在についての確認について」につきまして、先週の本委員会の理事会での協議を踏まえまして、個人ファイル等について文部科学省として補足的に確認を行いました。

具体的には、平成二十七年四月二日に愛媛県等が官邸を訪問したとされていることに関する文部科学省への事前連絡及び事後連絡に関する文書の存在につきまして、去る四月二十日に公表した調査の対象となっております十二名に加えまして、当時の大臣官房長、官房総括審議官、官房総務課長、この三名を加えた合計十五名を対象といたしまして、個人ファイル、個人フォルダ、メール、それから共有ファイル及び共有フォルダに関連する文書があるか否かにつきまして、現在の官房総括審議官、総務課長、その他関係官で構成される調査チームによって確認をしたところでございます。

その確認の結果でございますが、平成二十七年四月二日に愛媛県等が官邸を訪問したとされていることに関する文部科学省への事前連絡及び事後連絡に関する文書につきましては、その存在は確認できなかったところでございます。

○川内委員 愛媛県等が官邸を訪問したとされていることに関する事前連絡等の有無及び当該連絡に関する文書の存在についての確認について、追加的な調査を行ったと。

この愛媛県等の等には、加計学園は当然入っているんですよ。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、愛媛県等の等につきましては、加計学園も含まれているところでございまして、川内委員 官房長は初代内閣官房内閣参事官として官邸に御出向をされていらしたわけですから、仕事のやり方というのはその人それぞれいろいろあるだろうというふうに思うんですけども、重要な事柄については、本省にこういうことだと報告を普通はするんじゃないかなというふうに思うんですけれども、文科省から官邸に出向されている出向参事官というのは、官邸参事官というのは本省に報告しないものなんですか。全く報告もせず、野放しで勝手なことをしているんじゃないですか。どうなんですか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、当時角田参事官が所属しておりました官邸連絡室でございますが、私は小泉政権の当初在職していたという事実はございます。

そのときの仕事のやり方についてのお尋ねでございますが、私としてはいろいろなやり方が必要に応じて本省との連絡をとったという事実はございますが、その私のやり方と角田参事官のやり方については、ちょっと、角田参事官が具体的にどういうふうにしていたかについては承知していませんので、比較はできないということでございます。

○川内委員 文部科学省にとつては獣医学部の新設というのは非常に重大な関心事項である、さらに、これは予算委員会等でも文部科学省から答弁がなされているわけですが、官邸に出向している官邸参事官というのは本省との連絡調整を期待されているということですから、この柳瀬秘書官との会合について、加計学園等との会合について、私は、報告をしないなどということが普通の常識では考えられないのではないかと、したがって、どこかにその痕跡が残されているのではないかと、このことを想定するんですが、現状まで、調査していただいたら、存在を確認することはできないということなんです。

これは、後日、追加的な調査の調査結果を文書で出したいと、さらに、本委員会としても吟味をさせていただきたいというふうに思うところでございますが、今回、追加的な調査をしていただいた調査手法等を含めて文書でお出しいただけますか。

○藤原政府参考人 お答え申し上げます。

委員御指摘の今回の調査について紙で取りまとめる件につきましては、これから準備させていただきたいと思っております。

○川内委員 官房長、済みません、何回も何回も同じようなことを尋ねて大変恐縮なんですけれども、御調査をいただいたのは、四月二日であろうとされる会合の事前あるいは事後の報告、あるいは連絡について網羅的に調査をしたよということなんですけれども、この四月二十日の文部科学省の調査報告書に出てくる概要とか、その他の文書があるわけですが、四月二日のこの会合に関連するであろうと思われる文書、何一つない、存在を確認できない、出てきたのは唯一、一通、このメールだけです、これだけなんですわという、文部科学省としては今そういう状況なんですよ。

○義本政府参考人 お答えいたします。

四月二十日、それから先ほど官房長が答弁しま

したように、更に個人ファイル、個人フォルダについても調査させていただきまして、見つかりましたのは、委員御指摘のとおり、当時内閣府に出向した職員の方から文科省の方に送られてきたメール一通でございます。

○川内委員 今、高等教育局長にメール一通でございますと断言されると、非常に寂しいみたいな思いがするわけですが、財務省の方では、ない、ない、廃棄したと局長が四十三回答弁をし、財務大臣も十一回廃棄したと答弁をした応接記録が九百五十何ページ出てきているわけですね、やはりありました。その応接記録も改ざんされているのではないかとということが、きのうあたりから報道で言われておりますけれども、加計学園問題で提出されているこの愛媛県文書、地方自治体や地方公務員には記録がちゃんとある、記憶もある。他方で、政府あるいは国家公務員には記憶もなければ記録もないという。

私は、霞が関といえば、一般の国民からすれば、ねえ、委員長、仰ぎ見るような存在じゃないですか。めっちゃ優秀な人たちがお国のために頑張っているところだねと、そういう場所だと思えますよ。それが、いや、ありません、ありません、記憶もないんですという、普通の常識で考えたらあり得ない事態がずっと続いている。

まさに、国家的な危機ではないかというふうに思いますが、真実を解明するためには、とにかく記録をまず見つけていただくしかない。そこを、私たち本委員会に所属するメンバーは記録を取っかかりに議論をしていかないと、何か水かけ論とか決めつけだけしていかないと、何かがないのか、きょうは事実関係を淡々と聞かせていただきます。

この愛媛県文書の十七ページに、平成二十七年三月三日の加計学園関係者と愛媛県との打合せ、ここに今、二月二十五日に総理と加計学園理事長が十五分面談したという記述があるわけでございます、これは加計学園も総理も、いや、そんなことはありません、会っていませんというふう

に否定をしていらつしやるわけですが、もしかしたら、この加計学園と、加計孝太郎さんと安倍総理大臣の面談に、文科省、農水省から出向していた内閣官房内閣参事官が同席していたんじゃないかなというふうに思うんですけど、農水省、それから文科省、それぞれお尋ねをいただいておりますので、回答していただきたいと思えます。

○義本政府参考人 お答えいたします。

愛媛県から参議院予算委員会に提出された文書、先ほど先生御指摘の文書に記載のある平成二十七年二月二十五日とされる総理と加計理事長との面談については、総理が二月二十五日に加計理事長と会ったことはない国会で答弁されているというふうに承知しております。

なお、この面談につきまして、当時文部科学省から内閣官房に出向していた内閣参事官に改めて確認いたしました。その結果、平成二十七年二月二十五日とされる面談については覚えがないとの回答をいただいているところでございます。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

五月十日に、内閣官房からの指示を受けまして、農林水産省から当時官邸に内閣参事官として出向していた職員に対して直接確認を行ったところでございます。

その結果、まず第一に、日には記憶が定かではないということですが、平成二十七年四月の官邸での会合については、当時の柳瀬秘書官からの求めに応じ自分も同席したと記憶しておりますが、その他の面会につきましては同席した記憶はないとのことでございます。

○川内委員 さらに、この面談の記述のところを読みますと、柳瀬首相秘書官から、改めて資料を提出するよう指示があったので、早急に資料を調達し、提出する予定というふうに記述がござい

ます。柳瀬秘書官はこの会合に同席をしたんじゃないか、平成二十七年二月二十五日ですね。同席をして、そして資料の提出を求めたんじゃないかなというふうに思うんですが、内閣官房に、柳瀬さん

に御確認をいただいて御回答くださいというふうにお願いをしております。聞き取った結果を御報告いただきたいと思います。

○村上政府参考人 特区制度の運営にかかわることということで、内閣府の方で本人に確認をしてまいりましたので、お答えを申し上げます。

報道でも、ある、ない、話題になっている会議でございますが、柳瀬元秘書官に確認をしたところ、まず、同席はしていない、それから、面会について総理から話を聞いた覚えもなく、指示も受けていない、したがって、こうした面談を踏まえて資料の指示をしたということもございませんという回答が改めてございました。

○川内委員 さらに、愛媛県文書二十ページ、平成二十七年三月二十四日、「首相官邸において、柳瀬首相秘書官らと加計学園関係者(田丸相談役、渡辺事務局長)との間で、獣医師養成系大学の設置について協議」という記述がござい

ます。「柳瀬首相秘書官ら」というのは複数だということですから、これも柳瀬秘書官に御確認をいただいておりますけれども、まず、加計学園関係者は、田丸相談役、渡辺事務局長で間違いがなかったかということを確認していただきたいと思

います。さらに、「ら」というのは誰なんですかということも教えていただきたいと思うんです。

○村上政府参考人 内閣府の方で確認した結果をお答え申し上げます。

柳瀬元秘書官に確認をしたところ、具体的にどなたがおられたかということを確認には覚えていないということではあります。恐らく事務局長の方はいらつしやうたんじゃないかというふうな、そういう気がいたしますというふうに回答を得ております。

○川内委員 秘書官側はどなたがいらつしやうたかは覚えていらつしやうたということなんでしょうか、この三月二十四日の会合については。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。国会でも本人が御説明していたと思いますが、

二月、三月ごろお会いしたということについては覚えていらっしゃるようですが、詳細については記憶のあやふやなところもございまして、官邸側の同席者が誰かということについても明確な記憶はないというふうでございます。

○川内委員 この面会、協議の際の愛媛県文書によれば、柳瀬首相秘書官のコメントとして、県や今治市と一緒に内閣府の藤原地方創生推進室次長に相談されたいと発言が書かれておりますが、柳瀬秘書官は、この三月二十四日の会合において、藤原さんに相談するといふというふうにアドバ

イスをされたという記憶はあるのでしょうか。

○村上政府参考人 お尋ねのとおりポイントで本人に確認をいたしましたところ、どのタイミングかはつきりと覚えてはいるわけではないようでございますが、国家戦略特区の担当は、内閣府に事務局があり、藤原次長であるという旨の説明はしたということ覚えてはいるようでございますけれども、それに対して、藤原次長の方に直接連絡をしたり依頼や指示をしたということはないというところでございました。

○川内委員 同じくこの二十ページに、加計学園から内閣府の藤原次長との相談日程が四月二日十一時三十分調整できたとの連絡があったと今治市から報告があった、要するに、藤原次長との面談のセットは加計学園がしたと。それで、それを今治市に連絡して、今治市が愛媛県に、何かセ

ットできたらしから一緒に行きましようというふうに連絡をしたんでしょう。

したがって、藤原次長の、四月二日とされる国家戦略特区の説明会合は加計学園がアポをとってきたというふうに思われるんですけど、今までの説明では、誰がアポをとってきたかわかりませんわという説明だったんですけど、こういう愛媛県文書も出て、藤原さんも更に記憶が戻られていらつしやるのではないかなというふうに思

います。四月二日とされるこの会合は、加計学園側からアポイントが入ったということではよろしいかとい

うのを確認してくださいと言つてあるんですけれども、どうでしょうか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

まず、前後関係もございまして、四月二日かどうかということでありまして、四月二日は引き続き明確に日付について記憶はないようでございますが、これまで出てきた文書等を見ますと、四月のころお会いしていたということは前から御説明していると思いますが、そういうことであれば四月二日であろうと思うことでございしました。

その上でございしますが、実は、アポイントメントにつきましては部下に任せていたという事でございまして、本人はいずれにせよ、通常そういう形をとっていたようでございますが、誰から具体的にアポイントメントがあったかどうかは部下でないとわからないという事でございします。

そこで、当該スタッフの方に改めて確認を申し上げました。そのところ、スタッフの方も、今治市、愛媛県、加計学園、この三者が来るということについては明示的に認識をしていたようでございますが、恐縮でございますが、この時期は多数の自治体の来訪と日程調整を同時にこなしていたものでございまして、この今治市、愛媛県と彼ら自身が思っていた面会について、いつ誰がどのような形でアポが入ったかは思い出せない。逆に言えば、加計学園である可能性も否定はしていないということではございますが、そこは正直よくわからないということでございました。

いずれにせよ、藤原元次長もスタッフも、これまでの構造改革特区の流れから、当然、これまでに内閣府に特区提案をされ続けている提案者であり、今治市等の自治体の方々が中心だと、若干先人観もあったのかもしれませんが、そういうふうには認識していたということもあって、アポにつきましてもそういう流れなのかなということも推測していたのかもしれませんが、実際のところは、今回確認をしてみたところ、正確に

は、アポを受け入れたスタッフ本人が、済みません、そのところは思い出せません、こういうことでございました。

○川内委員 なるほど、だんだんわかってきました。

そうですね、アポなんというのは、大体、その方が直接やるわけではなくて、スタッフの方が、部下の方がおやりになられる。何月何日の何時に誰かが来るということを確定させていくわけですね。

四月二日を確定させる方法、私、今わかりました。そのスタッフの方に、愛媛県、今治市、加計学園、要するに、面談のアポを確定させたそのスタッフの方に、四月二日よろしいかと、平成二十七年四月二日でそのアポイントはやったかと、あなたの記録の中にそれが残っているだろうということを確認して、教えていただけますか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

当時のスタッフが絶対誰かということとはわからないわけですが、恐らく、当時、文科省から出向していた方ではないかということで、本人には昨晩もう一度確認をしてみました。

本人は、明示的に、今回の愛媛県の新文書も読んだ上で、どうですかということでお尋ねを申し上げましたけれども、もともと、先ほど御指摘をいただいたメール、これが文科省さんの方からの調査では出てきておまして、そのときにも本人に対して調査をさせていただいているわけでございますが、基本的には印象は同じようでございますが、はっきりと記憶はないが、こういうふうにはつきり残っている以上、私がつくったメールであらうと思うと。

愛媛県の新文書に言え、名刺も残っておりますので、恐らく私もいたんだろうと思えます。

そういうことであればそうなんだろうというとは、はつきり本人も言っておりますけれども、やはり、アポがどうだったかとか、それが誰だったかということについては、ちよつと思ひ出せない

ということではございました。

○川内委員 だから、まだこの四月二日の会合については、政府としては会合として認めていないということですよ、要するに。世間でそう言われているからそういうものかなと政府としても思っているというだけの話で、政府としてまだ事実認定をしないでいい。

これ、委員長、どう思います。大変なことだと思ふんですね。これだけの問題で、政府として事実を確定させないわけですからね。こんなことがあり得るんだろうか。

次へ行きましょう、ちよつと時間もないので。愛媛県文書十九ページには、加計学園が、平成二十七年三月八日、山本順三参議院議員を励ます会に出席した下村文科大臣と面談との記載もございします。本委員会にも下村大臣も所属していらつしゃいますし、お聞きするのは忍びないんですけども、愛媛県文書に出てきますので、とにかくこれは、一個一個、全部事実確認しないといけないと思ひますので、聞かせていただきます。

下村大臣は、山本順三参議院議員を励ます会に御出席されたとき、加計学園と面談をされたのでしょうか。

○義本政府参考人 事実関係の有無について、文科省として承知しておりませんので、お答えは差し控えていただきます。

○川内委員 さらに、同じく十九ページに、平成二十七年三月十五日に今治市役所で行われた今治市と加計学園関係者との協議で、加計学園から、文部科学省の動向についてとして、文科省から獣医学教育の改善、充実に関する調査研究協力者会議委員に対する意見照会を実施している模様、二月二十五日に学園理事長と総理との面会時の学園提供資料のうち、新しい教育戦略に記載の目指すべき大学の姿に関する部分を抜粋したアンケート形式の資料を示して、短期間での回答を求めている、アンケート結果は、柳瀬総理秘書官との面会時に、学園に対し、情報提供されるものと推測、なお、委員からの評判はおおむねよいとの情報を

得ていると報告があったと記載されている。

めつちや具体的なんですよ、この愛媛県文書、二月二十五日の面談について。面談していきなや、こまめで具体的に書けないですよ。

文科省に、この獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議委員に対するアンケート、そしてアンケート結果、そしてそれを柳瀬総理秘書官に渡したのか、この部分の事実関係について御説明をいただきたいと思ひます。

○義本政府参考人 今、先生御指摘されました愛媛県の文書、文科省の調査研究協力者会議の委員に意見照会ですとか、あるいは、アンケート形式の資料を示して、その結果を学園に対して情報提供するものと推測というふうな記載がございしますが、これらの点については、その資料も含めまして、今現在確認をしているところでございます。確認ができ次第、その状況について御報告したいと存じます。

○川内委員 確認をしていただくのはもう最近の霞が関の得意わざですから、確認をしていただければよいというふうには思うのですが、この獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議委員に対する意見照会というのをこの時期にいたという事実はあるんですね。

○義本政府参考人 お答えいたします。愛媛県、今治市からは、平成十九年以降十五回にわたりまして、獣医学部の新設について構造改革特区の提案がありまして、文科省としては提案に対して対処方針を検討しているというふうな状況でございました。

その中で、愛媛県から獣医学部を新設した場合の取り組みべき事項について提案がございましたので、専門的な知見からの意見を伺うべく、平成二十七年の三月ごろでございますが、文部科学省の有識者会議でございまして、今御指摘がありました獣医学教育の改善・充実に関する調査研究協力者会議の委員等に対して意見照会を行ったところでございます。

○川内委員 平成二十七年三月ごろですか。時期

としては符合するわけですね、愛媛県文書と。意見照会を実施していた。意見照会をしたときの紙は、資料に残っているわけでしょう。

○義本政府参考人 お答えいたします。

御指摘の件につきましては、愛媛県文書に記載された内容につきまして、愛媛県文書に記載されています。平成二十七年三月ごろに愛媛県から獣医学部を新設した場合の取り組みべき事項について御提案があったために、専門的な知見からの意見を伺うべく、今申し上げました調査研究協力者会議の委員等に対しまして意見照会を行ったというふうな情報に接したところでございます。

その資料等全体につきまして、今全体を確認中でございますので、確認ができ次第改めて御報告させていただきますと存じます。

○川内委員 行政が行政として仕事をしたということは認められたわけですから、そのときの資料がないなんというわけではないわけですね。資料はあるわけですね。資料があるのか、ないのか。

○義本政府参考人 提案をいただいたことについては事実でございますが、その全体の資料も含めまして、その形式あるいは意見照会した内容等全体について、しっかりと把握した上で確認し、御報告する必要があると思っておりますので、その確認が全体でとれ次第御報告をさせていただきますと存じます。

○川内委員 そんな時間がかかることとは思えないんですけれどもね。

優秀な方たちがそろっていらっしゃるお役所です。この愛媛県文書が参議院予算委員会に提示された五月二十一日以降すぐお調べになられて、もう資料等については整っているのではないかとおもうに思いますが、いつまでに我々に提供してもらえますか。

○義本政府参考人 お答えいたします。

文科省の中での資料も含めましてでございますが、関係者に確認し、あるいは調査協力者会議等の委員の方々にもその事実関係についての状況を

全体として確認する必要がありますので、それができ次第速やかに御報告させていただきますと存じます。

○川内委員 当時のこのアンケート結果は、柳瀬総理秘書官に提供されたんですか、高等教育局の方から。

○義本政府参考人 お答えいたします。

その点につきましても、確認させていただいた上で御報告させていただきますと存じます。

○川内委員 なるべく早くお願いしますよ。

さらに、愛媛県文書二十六ページには、農水省から出向の青山内閣官房内閣参事官の発言として、「状況は常に本省にも説明している。企画書ができれば農水省にも説明を。」という記述がございます。

農水省に御確認をいただきたいということで申し上げてございますが、青山さんがこのような発言をされたのか否かということについて御確認をいただきましたでしょうか。

○小川政府参考人 お答え申し上げます。

五月十日に内閣官房からの指示を受けまして、当時、農林水産省から官邸に出向していた職員に直接確認したところでは、三年も前のことであることから、具体的なやりとりについて記憶に残っていないということでございます。

○川内委員 三年前に会合でどんな発言をしたか覚えてる人は、多分、超記憶力のいい人ぐらいのもので、我々も多分覚えていないですね。だから記録をとるんだ、メモをつくるんだというふうなふうに思っていますけれども、そのメモがない、こうおっしゃっているわけですね。

平成二十七年四月二日の会合には、柳瀬総理秘書官の秘書官付の事務官という方が同席をしていらつしたそうではありますが、この人はさすがにメモをとったんじゃないか、メモを残しているんじゃないかというふうなふうに思っていますけれども、官房に御確認をいただいておりますけれども、いかがだったでしょうか。

○原政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねにつきましては、先般、五月十日の参議院予算委員会において柳瀬参考人から、引用させていただきまして、当時のスタッフに対して私から確認をしましたところ、そのスタッフは、そのような打合せでは通常メモをとっておらない、その日の面会についてもメモをとっていないということでございますと答弁があったものと承知しております。

また、衆議院内閣委員会のお求めに応じまして、内閣府において、出向元の経済産業省を通じて当時の付スタッフ本人に調査を行っており、五月二十五日の同委員会理事事会において、そのような打合せでは通常メモをとっておらず、その日の面会でもメモはとっていないと確認した旨、内閣府から説明があったものと承知しております。

○川内委員 誰もメモをとっていないと。多分、子供たちでも、そんなことがあるんじゃないかとか、誰も信じないと思いますけれどもね。異常な状況ですよ。公務員が公務員として会合して、その会合のことについて、後で、どういう会合だったんですか、誰がどんな発言したんですか、どういふ資料が提出されたんでしょうかと聞いても、誰も、わかりません、記憶していませんと。これは、そんなことあり得るんじゃないか。

では次に、内閣府藤原次長の出張における加計学園からの便宜供与について質問をいたします。国家公務員倫理審査会、国家公務員倫理規程では、利害関係者から供応接待を受けることは禁止をされております。違反の疑いがある場合の調査、懲戒の手続について御説明をいただけますか。

○村上政府参考人 制度所管部局ではございませんので、我々でも把握している限りを御説明申し上げます。

これまでも御答弁申し上げてきたとおり、移動手段の一部に民間事業者が管理運営する業務用車両を用いた可能性を推認するに至ったということ、この調査は、そのやり方、方法等について、ま

だ端緒の報告の前という状況ではございますが、公務員でありまして、めったやたらと疑いのない者のプライバシーを追いかけすることはできませんので、推認できる状況に至ったということで、倫理審査会の事務局に御相談申し上げまして、その上で、内閣府としての調査をしてございます。

この御相談をしているプロセスで、もしも倫理審査会の方から、これは端緒の報告をすべきであるという事案に該当するんじゃないかというふうな、相談結果、御回答いただきますと、私、任命権者、これは経済産業省になりますけれども、調査も今一緒にやっておりますが、それから正式に公務員倫理審査会の方に端緒の報告を行い、その上で、法的な手続の上のつとめて、また指導いただきながら調査をし、その上で、倫理審査会本体に御相談、御判断を必要状況に応じていただくというふうな手続が、これは違反の有無にかかわらず、一般論としてでございますけれども、あるというふうな内閣府としては承知をしてございます。

○川内委員 村上さん、藤原次長と同行者二名、この平成二十七年八月五日、六日の御出張ですね、加計学園から飲食の提供も受けましたかというのをちょっと御本人たちに聞いて御報告くださいというのを申し上げてあるんですけれども、御本人たちに聞いていただいていると思うんですが、飲食の提供を受けたか否か、それだけです。それが倫理審査規程に照らしてどうなのかというのは、また行政の中で御議論をされることだというふうに理解をしております。

飲食の提供を受けたかどうか、本人たちの証言をここで私どもに御報告いただきたいというふうなふうに思っています。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

私たちが今把握している限りにおいては、そうした事実はございません。この調査の仕方が正しいかどうかも含めて、改めて、倫理審査会に御相談をしながら、この点も含めて調査をするという状況でございます。

平成三十年五月三十日

○川内委員 把握している事実という言葉の中には、飲食の提供を受けたかということを開いたということが含まれているということでしょうか。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

事前確認の段階で、私も、御本人たちに何った限りに限っては、飲食がどのような形態で行われていたか、例えば、前日の晩は三人で食べているとか、じゃ、移動中はどうしたんだとかということの事実関係は聞いておりますが、その時点では、提供があったという事実は確認してございません。

この聞き方がよかつたかどうか、それから、その他の関係者も含めて証言を照合する必要があるんじゃないかといったようなところにつきまして、今、御相談をしながら改めて調査をしているということで、基本的に、我々の知る限りではないということでございます。

○川内委員 倫理審査会から端緒の報告をした方がよいと言われたら調査報告をするというふうな御答弁をされたんですけれども、倫理審査会はそのんこと言わないですよ。あくまでも、原局というか、審議官の方で、これは端緒の報告をし、正式な調査を開始した方がいいねという判断をしたら公務員倫理審査会に報告するという手続だというふうには理解しますが、よろしいですか、それで。

○村上政府参考人 お答え申し上げます。

正式には、今、任命権者は、出向中の職員も含めて経産省になりますので、私がお答えするのが適切かどうかわかりませんが、私どもが制度一般論として理解しているところでは、まさに相談という言葉を用いさせていただいてありますが、最終的にはそれぞれの任命権者が判断すべきものということでございます。

ただ、やはり法の運用をしております専門部署の御意見も伺わないと、私どもだけで判断し切れないところもあるものですから、そこは逐一丁寧に御相談をさせていただいている、こういう趣旨

で相談と申し上げてございます。

○川内委員 きょう、さまざまにお聞かせをいただいたんですけれども、何一つ事実として確定するものがないんですよ、こっちは事実を聞いているだけなのに。

行政として、事実を聞いていることに対して、記憶がない、記録がないで、何一つ確定させられないというのは、これはゆゆしき事態だということに言わざるを得ませんし、だからこそ、国民の皆さんから政治や行政に対する疑問の目が向けられているということを申し上げて、残念だけれども終わらせていただきます。

○富岡委員長 次に、西岡秀子君。

○西岡委員 国民民主党、西岡秀子でございます。

本日は、質問の機会を与えていただいて、ありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告とちよつと順番が変わっておりますけれども、まず最初に質問をさせていただきたいと思ひます。児童生徒の登下校の危機管理についてお尋ねをいたします。

近年、児童生徒が登下校中に連れ去られるという事件が多発をいたしております、凶悪犯罪に巻き込まれるリスクというものが大変高くなつてきております。その中で、先般、新潟で大変痛ましい事件が起きて、本当に無念の中に、多くの可能性に満ちた本当にとつと生命が奪われてしまいました。

現在も、子供を守るための取組が、学校、保護者そして地域の皆様の御協力のもと、一体となつて取り組まれていると承知をいたしておりますけれども、改めて、この事件を受けて、文科省として再度、この取組についての決意を含めて、お話を聞かせたいと思ひます。

○高橋政府参考人 お答え申し上げます。

登下校時の防犯対策として、児童生徒等を極力一人にしないという観点から、安全な登下校方策の策定実施、児童生徒等の登下校を地域全体で見

守る体制の整備等が重要です。

文部科学省では、児童生徒等が登下校中に犯罪被害に遭わないために、登下校時に緊急事態が発生した場合の対応について記載した学校の危機管理マニュアル作成の手引や、児童生徒等が危険を予測回避し安全な行動をとる力を育むための教材等の作成、配付、また、登下校時の児童生徒の見守り活動に対する支援、そのほか、学校における防犯教室等の講師となる教職員を対象として都道府県教委が実施する講習会の支援、こういった取組を行つておりました、学校だけではなく、警察や家庭、地域と連携した取組を推進してきたところでございます。

また、先日、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議が開催され、官房長官から関係閣僚に対し、三点指示がありました。その三点は、新潟市で発生した事件の被害状況を踏まえた再発防止、そして、通学路の安全点検の徹底と不審者情報への迅速な対応、さらに、子供に対する安全対策の強化、こういった三点でございます。

文部科学省としては、この指示も踏まえ、登下校時の児童生徒等の安全確保について、引き続き、関係省庁とも緊密に連携しながら取り組んでまいります。

○西岡委員 ありがとうございます。

今ほど申されたように、改めて、本当に痛ましいこの事件を受けて、二度とこのようなことが起こらないために、あらゆる方策と申しますか、子供たちを守る方策にぜひ引き続きお取組をお願いしたいと思つております。

それでは、幼児教育の無償化について質問をさせていただきます。

従来、政府は、人づくり革命として、二兆円規模の政策パッケージということで発表をされておりました。その中では、二〇一九年の四月から無償化を先行実施して、二〇年から全面实施をするという方針ございました。

先般、この幼児教育、保育の無償化というものを前倒しされて、一九年十月から全面实施をされ

るという方針が発表になったというふうに認識をいたしております。六月の骨太の方針、経済財政運営と改革の基本方針の中に盛り込まれる方向となったというふうには伺つておりますけれども、その概要についての御説明、そしてまた、この政府の方針を受けて、文科省として今後どのようにこの無償化に取り組んでいかれるのかということについてお尋ねをいたします。

○林国務大臣 平成二十九年の十二月八日に閣議決定されました新しい経済政策パッケージにおきましては、「広く国民が利用している三歳から五歳までの全ての子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。」というふうになつて、その実施時期でございますが、「消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせ、二〇一九年四月から一部をスタートし、二〇二〇年四月から全面的に実施する。」というふうになつております。

幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等については、ことしの夏までに結論を出すこととされまして、現在、内閣官房のもとに設置されました専門家検討会において、関係府省も参画しながら、幼稚園における預かり保育も含めた無償化の取扱いについて検討が進められているところでございます。

これらについてまだ引き続き検討されているところでございますので、その内容や全面实施の時期の変更については、現時点で決定された方針があるというふうには承知をしておらないところでございます。

文科省としては、パッケージに示された方針の具体化に向けまして、引き続き、関係府省と連携しながら検討を進めてまいりたいと思つております。

○西岡委員 今大臣からございました、正式な時期の変更というものはないということでございますけれども、報道等で前倒しになったということをお聞きをしておりますので、この六月に発表される骨太の方針の中で時期についても発表がある

ものではないかというふうに思っております。

今、ちょっと大臣の方からもございました、幼稚園における預かり保育もその対象になるということでもございましたけれども、これはちょっと通告をいたしておりますが、預かり保育として無償化の対象になる要件というものが今検討をされているようにお聞きをしておりますけれども、もしこのことを少し御説明いただけるのであれば、お願いをいたします。

○高橋政府参考人 先ほど大臣からも御答弁申し上げましたように、幼稚園の預かり保育につきましては、現在、内閣官房のもとに設置された専門家検討会において、関係府省も参画しながら、また、関係団体からもヒアリングなどをしながら、現在、鋭意その扱いについて検討が進められているところでございます。

また、現時点においては決定された方針があるとは承知しておりませんので、今後とも、文科省としては、引き続き、関係府省とも連携しながら、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

○西岡委員 ありがとうございます。

やはり利用者の皆さんのニーズに沿った、本当に効果のある形での幼児教育の無償化というものをぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

今、幼児教育についてお尋ねをいたしましたけれども、無償化の議論に関連をいたしまして、高等教育の無償化についてもお尋ねをいたします。多分これも正式な方向性はまだ出ていないというところになるかと思いますが、二〇二〇年から高等教育の無償化を導入するという中で、住民税の非課税世帯だけではなくて、年収三百八十万円未満の世帯についても段階的に支援をする方針であるというふうに聞いております。

これもこの六月の骨太の方針に書き込まれる予定であるというふうに伺っておりますけれども、これもまだ確定をしていないというお答えがもしも、高等教育の無償化についての

文科省としての見解、また今後の取組についてお尋ねをいたします。

○林国務大臣 少子高齢化が進む中で、我が国が持続的な成長を実現する、そのために、人材への投資を拡充することによって、人材の質を高めて生産性を向上させていくということが重要だと考えております。

我が国の高等教育、現状を見ますと、やはり所得が低い世帯ほど大学進学率が低く、また逆に、学歴により生涯賃金に大きな差が生じている、こういう指摘がございまして、格差がいれば固定化されるおそれというのが指摘されているわけでございます。政府の調査結果によりまして、夫婦が理想の子供の数を持たない理由として、子育てや教育にお金がかかり過ぎるからと回答した者がやはり一番多くて、高等教育を含む教育費の負担、これが少子化の原因の一つになっているというところでございます。

人材の質の向上による持続的な成長、それから格差の固定化の防止、さらには少子高齢化への対応を目指す上で、高等教育は大変重要な役割を担っていると考えておまして、昨年十二月に新しい経済政策パッケージを閣議決定いたしましたので、こうした考え方に基づいて、意欲さえあれば大学等に進学できる社会へと変革するために、低所得世帯について、授業料の減免措置と給付型奨学金の大幅拡充を行うということになっております。

今、まさに文部科学省で専門家会議を設置して検討を行っているところでございまして、引き続き、具体的な制度設計と円滑な制度実施に向けた準備に取り組んでまいりたいと思っております。

○西岡委員 ありがとうございます。

高等教育の無償化に取り組むに当たりましては、国公立大学と私立大学の格差の是正という視点もやはり大変重要であるというふうに思っております。

特に私立大学におきましては、保護者の家計に

占める負担が大変重いということが挙げられるというふうに思いますけれども、この無償化に際しまして、国公立大学と私立大学の格差の是正という視点での文科省の見解、取組についてお尋ねをいたします。

○義本政府参考人 お答えいたします。

私立大学につきましては、建学の精神に基づきまして、社会や時代のニーズを踏まえた、個性、特色ある教育を実施するとともに、我が国の七割を超える学生の教育を支えるなど、高等教育において大きな役割を担っているところでございます。また、その収入につきましては授業料が多くを占めているという状況でございますし、委員御指摘のとおり、その教育費負担については課題になっているところでございます。

その点を踏まえまして、新しい経済政策パッケージにおきましては、私立大学の授業料の減免につきましては、国立大学の授業料に加え、私立大学の平均授業料の水準を勘案した一定額を加算した額まで対応を図るということとされていくところでございます。

また、特に私立大学等につきましては、授業料以外にも、例えば施設整備費とかいうふうな、いわゆる学校納付金の費用負担が行われているという現状に鑑みまして、先ほど大臣から御答弁申し上げました専門家会議におきまして、私立大学等の在籍者に限って、給付型奨学金の対象経費として、授業料以外の学生納付金を勘案するといった観点からの議論も行っているところでございます。

今後、専門家会議での議論を踏まえまして、高等教育の無償化の制度設計を進めるとともに、私学の果たす役割を踏まえて、改革に取り組む私立大学等への支援に努めてまいりたいと存じます。

○西岡委員 今おっしゃいました減免措置について、学生納付金も対象とすべきという検討が行われているということでもございましたけれども、大変重要な視点だと思しますので、引き続き十分な御議論をいただきたいというふうに思っております。

す。

一方、大学につきまして、支援対象の要件を課すということをお伺いいたしております。この要件についてはどのようなものであるかということについてお尋ねをいたします。

この要件につきましては、私立大学等からさまざまな御意見が寄せられているというふうにお聞きをいたしておりますけれども、このことも含めましてお尋ねをいたします。

○義本政府参考人 お答えいたします。

新しい経済政策パッケージに基づきます支援措置につきましては、大学での勉学が就職に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようにすることを目的としております。

そのために、支援の対象となる大学につきましては、急速に変わり行く社会で活躍できる人材を育成する上で、学問追求という観点とともに、実際の社会のニーズに対応した、経験に基づく実務の観点を踏まえた教育の実施ということが求められておまして、そういう観点から、政策パッケージにおきましては、実務経験を有する教員による科目の配置が一定割合を超えていること、外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施、公表していること、法令にのっとりまして財務、経営情報を開示していることというような、対象となる大学等についての満たすべき要件を提示しているところでございます。

この要件の具体的内容につきましては、現在、専門家会議において議論しているところでございます。引き続き、大学関係者、関係団体の御意見も伺いながら、しっかりと結論を出すべく検討を進めてまいりたいと存じます。

○西岡委員 私立大学の方から今寄せられております御意見について、差し支えがもしなければ、少しお聞かせいただきたいと思っております。

○義本政府参考人 私立大学の関係団体からもヒ

アリング等を通じて意見を求めておりますけれども、その中でも特に、建学の精神を重んずる大学において、その要件を定める場合においては、例えば実務経験を有する教員の科目の配置ですとか外部の人材の理事ということについては、大学の自主性、自律性を十分踏まえた上で考えていただきたいという点についての御意見をいただいているところでございます。

この点につきましては、この専門家会合だけではなくて、中央教育審議会においても、大学改革の観点からの御議論もいただいております。その中でも、大学の社会とのかかわりをより深くし、大学の改革を進めていく観点から、例えば外部理事の任命を一定の数を確保していくとか、あるいは実務経験を有する教員、あるいは実践的な教育を実施するための一定の考え方についての議論をいただいておりますので、そういう点も含めて関係者にお話しして、しっかりと協議をした上で結論を出していきたいと存じます。

○西岡委員 今述べられました要件につきましては重要な視点があるというふうに思いますけれども、高等教育の無償化というものは、経済的な、家庭の経済理由にかかわらず、志を持っている子供たちが勉強できるという機会を拡大するという趣旨のつとりまして、この要件が、子供たちが学んでいく、そして大学を選んでいくときに制限というふうにならないようなことというのは、やはり大変必要なことだというふうに思いますので、過度に対象校を限定したりですとかそういう形で、子供たちが希望する大学に行くことができないということがないように、そのあたりについては十分御配慮いただくことというふうに思いますけれども、改めて、そのことについてはぜひ十分な御配慮をいただきたいというふうに思っております。

続きまして、高等教育に関連をいたしまして、大学教育についてお尋ねをいたします。

少子高齢化の中で、現在百二十万人いると言われている十八歳人口は今後も減少していくという

ことが予想される中で、持続可能な大学、また高等教育のあり方というものが今後大変重要な課題となるというふうに思っております。

この厳しい状況の中で、例えば、現在、国公立大学を中心とした連携、統合の流れというものが活発化をいたしております。

例えば名古屋大学につきましては、複数の大学と一緒に運営していくアンブレラ方式という方式で今連携が進められているというふうに聞いておりますけれども、このアンブレラ方式、これは、傘下の大学の管理部門を統合、そして合理化することによって、それで得られた経費を研究機能の強化ということに充てていくという方針であるというふうに聞いておりますけれども、今のこの大学の連携、統合の流れ、そしてアンブレラ方式という統合のやり方、このことについて少し御説明をいただけたらと思います。

○林国務大臣 今委員がお話しなされましたように、十八歳人口が大幅に減少するというふうに見込まれる中で、将来の我が国の成長を担う質の高い人材を育成するためには、やはり高等教育の規模を視野に入れて、地域における質の高い高等教育機会の確保のあり方、これを検討する必要があると思っております。

去年百二十万人だった十八歳人口、二〇三〇年には百三万人、二〇四〇年には八十八万人、こういうことでございまして、大学進学率を推計いたしまして掛け合わせた数字が二〇一七年がピークである、二〇一八年問題とちまたで言われているようですが、そういう時代に入ってきている、こういうことでございますので、こうしたことを踏まえて、昨年の三月に、中教審に我が国の高等教育に関する将来構想についてということで諮問をいたしました。その中で、今委員がお触れいただいたような、国公私の設置者別の役割分担や、国公私の設置者の枠を超えた連携、統合等の可能性、この検討をお願いしておりますのでございまして、この諮問を受けまして、中教審の大学分科会の

将来構想部会におきましては、地域における大学、地方自治体、産業界の連携を強化する、それから国立大学の一人複数大学方式、それから、私立大学の学部単位等での円滑な事業譲渡の方法や、経営困難な学校法人に対して撤退を含めた早期の経営判断を求める踏み込んだ指導、こういったこと等について御議論いただいております。昨年末に、今後の将来像の提示に向けた論点整理が取りまとめられておるところでございます。

引き続き、中教審において、国公私の役割分担も含めて専門的な議論を進めていただきまして、秋を目途に答申をいただく、こういうことになっておりますので、文科省としても、その結論を踏まえて適切に対応してまいりたいと思っております。

○西岡委員 特に、地方におきましては、中小規模の私立大学が果たす役割というものも大変大きいものがあるというふうに思います。国公立大学と私学の連携、統合という面では、いろいろなそれぞれの地域における問題点もあると思います。さまざまな問題点があるというふうに思いますが、文科省がその調整役といえますか、よりよい大学のあり方、そして適正配置、また全国でどこにいてもやはり子供たちが学んでいける体制というものを維持しながら、連携そして統合についてぜひお考えをいただきたいというふうに思っております。

今の大変厳しい財政状況というものも大学を取り巻く環境の中にあるというふうに思いますけれども、特に国立大学については、運営交付金が削減される中で、財源の確保というものも大変大きな課題であるというふうに思います。

その中で、今後、やはり大切な財源を求めていく上で、寄附金というものも大変重要な視点というふうになると思っております。

これはちょっと通告をいたしておりますけれども、大学に対しての寄附金ということについて、少しもお話ししていただけることがあれば、現状も含めてお願いいたします。

○義本政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘のとおり、やはり大学の予算の確保とともに、大学の財政基盤を強化するためには、寄附金などの外部資金を含め、財源の多元化を図るということは非常に大事でございます。

文科省としましては、寄附等に関する税制改正、あるいは外部資金の獲得に向けた規制緩和に取り組んでいるところでございます。

税制改正について御紹介させていただきますと、これは平成二十八年度でございますけれども、国立大学法人につきましては、これまで認められておりませんでしたけれども、修学支援を目的としたいわゆる寄附の税額控除を導入したりということがございました。それから、大学に対しては、いわゆる株式ですとかいろいろな評価性資産の寄附というのがございますけれども、そのみなし譲渡所得の非課税の承認を受ける規制緩和をし、より寄附をしやすいような環境を整えたところでございます。

また、大学におきましても、しっかりと体制を整えて寄附を募っていくということが非常に大事でございますので、海外の事例なんかも参考にしながらその取組を紹介するなどということも、国公私を通じて今取り組んでいるところでございます。

文科省としましては、今後とも、必要な予算の確保とともに、寄附を含めた外部資金の獲得に向けた取組を各大学で促進されるように支援してまいりたいと存じます。

○西岡委員 ありがとうございます。

海外に比べまして、卒業生も含めた大学への寄附ということがまだまだ日本では進んでいない状況があるというふうに思いますので、このこともぜひお進めをいただきたいというふうに思います。

それでは、関連いたしました、大学教育の質の向上、そして体制の強化についてお尋ねをいたします。

先般、朝日新聞の方に掲載をされておりましたけれども、朝日新聞と河合塾が行った、大学の教員の先生方に対する調査というものがございました。

その調査によりますと、大学の教員の約半数が非常勤の教員であるということが、このデータから示されております。常勤の教員の四分の一が特任や特命などの任期付きの雇用となっているという実態もございいます。

その意味でいいますと、専任の中には任期付きの専任教員も含まれているので、全く任期がない常任教員というのは全体の三六・九％にとどまるというデータが出ております。

その要因としては、研究分野が細分化をしていること、また、教育課程の弾力的な運営をしているという側面もあるというふうに思いますけれども、やはり非常勤の教員の先生方が大変多数を占めているという今の大学の状況につきまして、その現状の認識についてお尋ねをいたします。

○義本政府参考人 お答えいたします。
まず、学校基本調査、二十九年年度でございますけれども、大学教員のうち、本務者が実数で十八万五千三百四十三人、兼務者が、延べの人数でございいますけれども、十九万七千七百七十五人になっております。

教育研究の実態につきましては、この河合塾の調査でも少し触れていただいておりますけれども、大学の規模とか特色、あるいは学問分野がさまざまございまして、常勤、非常勤といった教員の構成について一概に論じるということとはなかなか難しいところでございますが、一般論で言え

ば、主要授業科目については専任教員により実施するなど、教育研究上の必要な教員体制をしっかりと確保した上で、委員御指摘のように、大学の特色に応じた少人数の教育の実施ですとか、授業内容の改善等のため追加的に非常勤教員を採用するということについては、問題とは言えないというふうに考えているところでございます。

いずれにせよ、各大学において、それぞれの特色や教育研究、教育の内容に応じた適切な教員体制を整備いただくことが重要であると考えております。

○西岡委員 やはり教員かけ持ちをされている先生方も大変多いというふう聞いておりますし、常勤の先生との格差の問題、特に、若い教員の方々のキャリア形成、そしてキャリアを安定化していくという課題も大変大きいというふうに思いますので、さまざまな結果を踏まえて、ぜひ、教育研究の安定という観点から、大学の教員の体制というものを進めていただきたいというふうに思います。

あと一点、関連いたしまして、リカレント教育の推進というものがこれからより重要になっていくというふうに思います。
特に、女性の立場で申しますと、子育てや介護で一度離職した女性が再就職をするときに、リカレント教育というものが、女性にとっても、これは女性に限りませんけれども、今後大変重要になってくると思いますし、人生百年時代を迎えて、やはり学び直し、さまざまな年齢層の皆さんが再度学問を学んでいくということは大変重要なことだと思っております。

今のリカレント教育の推進の体制、取組について、御説明をお願いいたします。
○義本政府参考人 お答えいたします。
委員御指摘のとおり、人生百年時代におきましては、個人が人生を再設計し、一人一人のライフスタイルに応じた形でキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力、スキルを身につける機会が提供されるということは非常に大事でございいます。

文部科学省では、これまでも、社会人が学び続けられる環境を構築するために、企業等との連携によりまして、実践的、専門的なプログラムに対して大臣認定を行って、リカレント教育の推進に取り組んでいるところでございます。
さらに、このリカレント教育を充実するため

に、人生百年構想会議等の議論も踏まえながらで

ございますが、特に、掲げられておりますプログラムの供給の抜本的な拡充ということを図る観点から、全国展開のための拠点となる大学を複数整備して、オンライン教育、オンライン講座も含めまして、産業界あるいはいろいろな社会のニーズを踏まえたプログラムを先行的に開発していくというふうなことで、特にそれを教える実践的な教育を行える人材の確保ということは、これも課題でございいますので、この観点から、実務家教員の研修プログラムを開発、実施し、当該研修修了者の情報を登録して、それを大学等にマッチングさせる仕組みを構築することなど、大学がリカレント教育を円滑に実施するための必要な体制整備について検討を行っているところでござい

ます。
文部科学省としましては、引き続き、人生百年構想会議等の議論を踏まえまして、関係省庁とも連携しながら、社会人が学びやすい環境の整備のため、リカレント教育の一層の推進に努めてまいりたいと存じます。

○西岡委員 ニーズに沿ったリカレント教育、ぜひ、また一層推進をしていただきたいというふうに思います。
ちょっと時間がございませぬ、最後の質問になるかと思っております。

先般、気候変動適応法が衆議院を通過いたしました。
文科省におきましては、従来から、気候予測としてまた災害予測につきましてさまざまな取組をいただいているというふうに思います。防災科学技術研究所と一体となつて、これまで、地震、津波の観測を含めて、また、都市部における激甚災害の軽減化プロジェクト、また、地域防災対策支援研究プロジェクトというものをやって、地方公共団体の災害計画の策定や、被害の軽減に資する地震、防災研究の推進に取り組んでいただいております。また、海洋研究開発機構におきましてもさまざまな取組を行っていただいているところ

でございますし、さまざまな災害の発生確率、そ

して危険性の評価の観点から、被害の軽減に資する地震、防災研究推進に取り組んでいただいております。

この気候変動適応法が成立をいたしましたので、また文科省でのさまざまな取組、知見が大変重要になるというふうに思います。現在、環境省におきまして、気候変動適応プラットフォームというものが構築をされまして、この中にも文科省のこれまでの知見、積み重ねのデータというものが含まれて、盛り込まれているというふうに思います。この法律の施行を見据えての、今後の文科省としてのより一層の取組につきまして、お尋ねいたします。

○佐伯政府参考人 お答え申し上げます。
気候変動は、将来の生活や経済活動などに大きな影響を与える可能性があり、政府全体でその対策に取り組む必要がございいます。

文部科学省では、全ての気候変動対策の基盤となる気候変動メカニズムの解明や、より正確な地球温暖化の将来予測、地域における将来的な気候変動への適応策の立案、評価に必要な近未来における気候予測の詳細化などの技術開発、こういったものに取り組んでございます。その成果はこれまでも、先生が御紹介されました、環境省の気候変動適応情報プラットフォームを通じて広く活用されるなど、密接な連携を進めているところでござい

ます。
気候変動適応法案におきましては、国の責務といたしまして、気候変動等に関する科学的知見の充実及びその効果的かつ効果的な活用を図ることとされております。
文部科学省といたしましては、今後とも、気候変動対策の基盤となります予測技術などの研究開発を進めるとともに、環境省を始めとする関係省庁あるいは地域自治体と連携いたしまして、効果的な適応策の策定に貢献してまいります。

○西岡委員 ありがとうございます。
時間となりましたけれども、各省庁、気候変動適応法につきましては、さまざまな分野について

平成三十年五月三十日

の影響を考えていかなければいけないので、さまざまな省庁との連携というものが大変重要になってくると思いますので、引き続き、お取組をお願い申し上げます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます。

○富岡委員長 次に、金子恵美君。

○金子(恵)委員 無所属の会の金子恵美でございます。よろしく願いいたします。

質問に入る前に、加計学園の問題については、しっかりと調査をされ、そして、国民の皆様が真実を知りたいと強い思いを持っていらっしゃる、その思いに添えていく、そういう姿勢をお見せいただきたいということを申し上げます。よろしくお願いいたします。

きょうは、共生社会をつくるための特別支援教育について御質問させていただきますと思います。

我が国は、二〇一四年一月二十日に国連の障害者権利条約を批准しました。この条約には、インクルーシブ教育システムの理念が示されています。このシステムは、障害のある子供たちとない子供たちがともに学ぶ仕組みであります。障害のある子供たちが教育制度一般から排除されないということを示しています。

また、障害者基本法の十六条の一項には、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒とともに教育を受けられるよう配慮するという内容があります。

そこで、きょうは、改めて、障害のある子供たちの学ぶ機会をしっかりと保障していくというのは国の責務であるというふうに考えますので、そういう観点から、この教育の機会均等をどのように進めていくのか、お伺いしたいというふうに思っています。

国は、切れ目ない支援体制構築のための特別支援教育の推進という言い方をして、障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向けた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教

育を受けられる環境を構築するといつて、予算もしっかりとつていらっしゃることだと思いますが、平成三十年度予算は二十四億三千五百万円、これが十分なのかというところ、恐らくそうではないというふうに思います。

ぜひ、私は、応援団の立場からして、頑張っていたきたい、本当にともに学んでいける、全ての子供たちがともに学んでいける、そういう機会をしっかりと支えていく、つくり上げて、そして支えていく、それをしていただきたいと思えます。

障害のある幼児児童生徒の学ぶ権利をどのように守り、そして、インクルーシブ教育を含めた特別支援教育をどのように進めていくのか、お伺いします。

○林国務大臣 障害者の権利に関する条約、これに基づきますインクルーシブ教育システム、この理念の実現に向けて、文科省としては、障害のある子供と障害のない子供が可能な限りともに教育を受けられるように条件整備を行うとともに、障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるように、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校、こういった連続性のある多様な学びの場の整備を行う、これが必要であると考えております。

このため、文科省においては、特別支援教育に関する教職員の資質の向上、それから、発達障害などの障害のある子供に対する指導方法に関する調査研究、それから、特別支援教育に必要な教員定数の確保、子供の学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員の配置に係る支援、これに取り組んでおるところでございます。

引き続き、こうした取組を通じまして、特別支援教育のさらなる充実を図ってまいりたいと思っております。

○金子(恵)委員 今、大臣から、それぞれの子供たちのニーズに合わせた形ということで、通常学級、通級、そしてまた特別支援学級、特別支援

学校、そしてまた特別支援教育の支援員のお話までトータルして御説明をいただいたわけですが、私も、我が国が目指す教育というのを、改めてどういうものかというのを確認させていただきたいというふうに思っています。

切れ目ない支援体制整備充実事業があります。これを通じた形での取組がまずなされているのですけれども、それについて御説明いただきたいと思えます。

○宮川大臣政務官 文部科学省におきましては、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、そして社会参加までの切れ目ない支援体制を整備するために、各自治体に対する補助事業を実施しております。昨年度までは三十地域であったものを、平成三十年度予算においては六十地域を対象にするということに予定をしております。

昨年度実施された自治体におきましては、各ライフステージで支援が円滑に行われるよう、各関係機関で情報を共有できる体制の構築、支援に係る情報や相談窓口が一目でわかるような保護者向けのハンドブックの作成、乳幼児期に支援してきた保健師さんによる小学校への訪問支援などの取組が行われているところであります。

こういう取組を通じまして、これからも特別な支援を必要とする子供たちへの支援の強化、そして取組を進めてまいりたいと思っております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

この事業ですけれども、今おっしゃっていたように、三十地域から六十地域に拡充ということなんですが、実際に、子供たちの就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制というものを整備していくということですので、縦割りとなつていくような、教育部局と福祉、保健、医療というものをばらばらに考えるのではなくて、そこはしっかりと横串を刺しながらも、連携した形で、障害のある、あるいはニーズのあるお子さんを成人するまでしっかりと支える、そういう仕組みだというふうに私は理解をしています。ただ、残念ながら、それをやるのが私は当たり

前の社会にしていかなければいけないんだと思うんですが、三十地域が六十地域です。これはモデル事業なんですか。

○宮川大臣政務官 これはモデル事業ではなく補助事業でありますので、積極的にその地域が意欲を持っていたときの補助でございます。

○金子(恵)委員 私は、ここで申し上げたいのは、全ての自治体でこれをしっかりとやっていかなくてはならない、それがやはりインクルーシブ教育というものを目指す上で必要なんだというふうにも思いますし、改めて、インクルーシブ教育というのは、宮川政務官、教員でもいらっしゃったということで御存じでいらっしゃるわけですが、障害のあるなし関係なく、一緒にまずは教育をしていくということでありますけれども、実際に、教育という場面だけではなくて、生涯、ニーズのあるお子さんも、あるいはないお子さんも、大人になるまで一体となって行政がしっかりと支える、こういう社会じゃなくちゃいけないというふうに思っています。

私は、ですから、インクルーシブ教育の部分というのは入り口にすぎない、そして、その上で、本当の意味での共生社会をつくり上げるためにこういう流れというものが必要だというふうに理解しているんです。それでよろしいですか。

○宮川大臣政務官 私の考えでもありますけれども、まさに金子委員と同じで、ずっと長きにわたってしっかりと能力の開発、維持というのができるような環境をつくりながら、その人たちに必要な支援ニーズということをしっかりと把握していくことが重要だというふうに思っております。

しかし、その中で、行政だけがやるわけではなく、それぞれの、同じインクルーシブ教育を受けた世代の人たちがともに支え合うような社会というのが本来の共生社会だというふうに思っておりますので、行政のみならず、お互いが支え合う社会をどうやってつくるかということを私たちは念頭に入れた上で、インクルーシブ教育に力を入れていかなければいけないと思っております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

政務官おっしゃったとおり、当然、行政だけではなくて、地域社会も一体となってこれを進めていかなくてはいけないことだということふうに思います。

そうであるのであれば、これは今回は補助制度だということでありすけれども、もうこの社会が当たり前ということ、しっかりと支えていく大きな仕組みづくりというのをしていかなければいけないというふうに思っています。

ぜひ、そのように、これは三十地域から六十地域だとか、そういう小さな目標ではないものを私は御検討いただきたいというふうに思います。お願いいたします。

それで、この切れ目ない支援体制整備充実事業は、実は二十九年度まではインクルーシブ教育システム構築事業という名称でした。それが、この言葉を使わずに、名称が変更された理由というのは何でしょうか。

○宮川大臣政務官 平成二十八年度に実施いたしましたインクルーシブ教育システム推進事業におきましては、各自自治体が看護師や理学療法士などの専門家の配置を行う場合に経費の一部の補助をしておりまして。

一方で、平成二十九年二月に総務省の発達支援に関する行政評価・監視が公表されて、その中において、今引用を申し上げますけれども、発達障害を持つ児童生徒が切れ目なく適切な支援が受けられるよう、保育所、幼稚園から大学、就労先までの各段階において、発達障害が疑われる児童生徒に対する必要な支援内容等が文書により適切に引き継がれるよう、都道府県等に申し周知することとの勧告がなされました。

これを受け、専門家の配置に対する補助事業に加えて、平成二十九年度から新たに、特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制整備事業を追加することとし、その事業名を切れ目ない支援体制整備充実事業と変更いたしました。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

インクルーシブ教育というものを進めている人たちはたくさんいらっしゃると思います。今、私たちはそれは目標だということに思っていてやまやまにすけれども、このインクルーシブ教育システム構築事業が、切れ目ない支援体制整備充実事業というものに看板をかえたということがどういう影響を与えるのかということが大変懸念している人たちもいるということをお聞きしたいです。

つまりは、我が国はインクルーシブ教育を進める、それがゴールにはなっていないんじゃないかということです。

そもそも、例えば国連障害者権利条約で言うインクルーシブ教育は、同じ場でともに学ぶという大きな目標があるわけです。それが前提になっている。ただ、文科省の言うインクルーシブ教育システムというのは、能力を最大に発揮させるというのには前提になっているけれども、その能力に応じて場を分けたりする、そういう特別支援教育を行っているのではないかと、国連の障害者権利条約の言っているインクルーシブ教育とは違うのではないかと議論があるのを宮川政務官も御存じだということに思います。

我が国はどういう方向でどちらの方向に向いているのか、ちょっとそこを確認させていただきたいと思うんです。大きな目標というのは、ともに学ぶ、そういう場をつくり上げるということであるんじゃないでしょうか。

○宮川大臣政務官 先生の御指摘の件に関しましては、私もしっかり承知をしているつもりでございます。

我が国が世界で規定をするようなインクルーシブ教育から外れるというわけではなくて、我が国独自の、独自性も出していかなければいけない。私たちは、障害のある子供も障害のない子供もともに可能な限り一緒に学ぶという環境整備を続けていくのと同時に、その条件整備とともに、障害のある子供たちが自立をしていくこと、そして社会参加をしっかりできるような環境整備をしてい

かなければいけないと思います。

その場合には、そのときによつては、もしかしたら、ともに学ぶよりも専門的な教育を受けることが必要かもしれないということも考えられますので、その教育的なニーズに最も的確に答えられる指導を提供できるように、連続性のある多様な学びの環境整備、そしてその場の提供をしていきたいと考えております。

○金子(恵)委員 ニーズに対応するというのは通常学級の中でもでき得るということは御理解をいただきたというふうに思いますし、もちろん選択肢はあってもいいと思うんです。

ただ、今、現状問題になっているのは、残念ながら、当事者の方々あるいは保護者の方々の意思と違った形で特別支援学校に行くことになってしまっている方々もまだまだいる。そうであつてはいけない仕組みになっているはずですが、やはり意思が尊重されていないことだと思

うんです。そうであつてはいけません。ですから、もし選択肢が現状あつたとしても、それでも私は、最終的には、やはりともに本当に学んでいく、そういう場をしっかりとつくり上げていく、ゴールには向かつていく。その段階において、今それぞれの、先ほどあつたように、特別支援学校、特別支援学級、そして通級もあるということでもいいんだ、そういうふうになつていただきたという思いも込めて今質問させていただいております。

そこで、先ほどお話がありました、通常学級で学んでいながらニーズのある子供たち、しっかりと支えていかなければいけない、そして、合理的配慮をしっかりと提供するということが特別支援教育支援員の配置というものがなされているわけですが、特別支援教育支援員の果たす役割というものを改めてお伺いしたいと思います。

○林国務大臣 この特別支援教育支援員でございますが、幼稚園、小中学校、高等学校におきまして、担任の先生等と連携をしていただいて、日常生活上の介助ですとか健康、安全確保、発達障害

等の幼児児童生徒に対する学習支援、こういう役割を果たしておられると承知しております。

文部科学省としては、こうした特別な支援を必要とする幼児児童生徒が増加傾向にございまして、特別支援教育支援員の活用が一層重要となっておりますことから、必要な地方財政措置が講じられ、引き続き適切な支援がなされるように努めてまいりたいと思っております。

○金子(恵)委員 大変重要な役割を担っているということは御認識をいただいております。

平成二十九年度は、全国で、幼稚園では六千九百人、小学校、中学校では四万八千六百人、高等学校で五百人ということで、全体で五万六千人の支援員の先生方が活動をしているということになります。

経験者やボランティアの人がなかなか育ちにくいのではないかと御指摘があつたり、あるいは、配置に係る経費は、都道府県、市町村に対して必要な経費は措置されているということ、地方財政措置がなされているということでありすけれども、残念ながら、その支援員の雇用条件は、例えば一つの県内においても市町村では大きく異なつていたり、いろいろな課題があるようです。

教育の現場で、公正公平に、しっかりと合理的な配慮というものが提供できるような、ニーズのある子供たちのための重要なサービスだということに思っていますので、こういう、雇用が例えば大変不安定であるというようなことはあつてはいけないというふうに思うんですけれども、この件についてはいかがでしょうか。

○宮川大臣政務官 特別支援教育支援員の雇用状況や雇用環境に関しては、委員御指摘のとおり、地域によって異なりまして、詳細はいまだちよつと把握できていないところもありますけれども、非常勤職員や外部委託、ボランティア、ボランティアといつても、無償のボランティアと、有償のボランティアというのは正確な日本語からい

かりませんが、ボランティア等の雇用形態がある和我々承知しております。

そのうち、非常勤職員が約七割となっており、
すが、例えば、時給千円の介助員の方もいれば時
給千五百円の学習指導員の方もいるなどと、地域
やその勤務内容等によりさまざまであるというふ
うに認識をしております。

文部科学省としては、引き続き、特別支援教育
支援員の活用により、特別な支援を要する幼児児
童生徒に対する適切な支援がなされるように努め
ていきたいと考えております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

実態調査、まだまだ十分ではないという今の
言葉だったと思うんです。ぜひやっていただき
たいと思います。

とても重要で、そしてまた、さらには、後
ほどちょっと質問もさせていただこうと思つた
んですけれども、高等学校の通常学級の中で二
三のある生徒の方々がふえているということ、そ
の部分についてもやはり支援員の方々の配置が更
に必要になってきているということでありませう
けれども、そういう、子供から、そして大変感受
豊かな、ある一定の年齢に達したお子さんたち
に対しては、やはり専門性の高い知識を持った支
援員の方も必要になってくるということで、単なる
ボランティアな形での雇用あるいは賃金の低い形
の雇用では成り立たなくなっているというふう
に思っています。

ですから、新たな仕組みを考えるか、支援員
の方々の立ち位置といえますか地位というものを
もう少しきちんと確立していくということも含め
てお考えいただきたいというふうに思います。

もう一度申し上げます。これは、実態調査とい
うのはこれからされるということですのでよろし
いのです。

○宮川大臣政務官 これからまた細部にわたつて
しっかりと調査をしてみたいと思っております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

調査をしていただきましたら、やはりそれに
対応するというその次の段階がありますので、よ

ろしくお願い申し上げます。

それでは、心のバリアフリーについて大臣にお
伺いしたいと思っております。

インクルーシブ教育に向かうために、現段階に
おいても、できるだけ、とにかく障害のある子供
たちとない子供たちが一緒に学ぶ機会、一緒に過
ごす機会というものをくり上げていかなくては
いけないわけですね。その中で大切なものは、やはり
互いに理解をし合うことということですね。これが
なければ、最終的に共生社会をつくり上げること
はできないということになります。

学校における交流及び共同学習を通じた障害者
理解の推進事業があります。これをどのように活
用し、取組をしているのか、お伺いしたいと思
います。

○林国務大臣 学校における交流や共同学習を通
して、児童生徒等が心のバリアフリーについて学
んで、多様性を受け入れて、お互いに共同する力
を身につけるということが極めて重要であると思
っております。

平成二十七年年度からモデル事業を実施して
おりまして、この事業においては、例えば、障害のあ
る児童生徒と障害のない児童生徒が一緒になつ
て、ゴルフボールなどのスポーツ活動、それから
折り鶴、こういった造形、文化芸術活動が行われ
ておるところでございます。

また、少し前になりますが、スペシャルオリン
ピックのユニファイドチームの試合というのを
見に行きましたけれども、こういうところでも、
障害をお持ちの方とお持ちでない方が一緒に、バ
スケットでしたら五人ですが、三人、二人でチ
ームを組んで試合をする。私も見ておりましたけ
れども、どなたが障害がある方でどなたがない方
か、見分けがつかないぐらいガチで試合をして
おられます、私、すばらしいなと思つたのは、そ
れをたくさんの方々が会場で見られる、こ
ういうことがあったわけでございます。

こうした活動をより活性化されますように、心
のバリアフリー学習推進会議におきまして、こと

の二月にその推進方策について提言が取りまと
められたところでございまして、これを受けて、
文部科学省では、都道府県教育委員会等に対して
積極的な取組を促す通知を発出したところでござ
います。

引き続き、こうした取組を通じまして、学校教
育における障害者理解のより一層の推進に努めて
まいりたいと思っております。

○金子(恵)委員 ありがとうございます。

今御説明いただきました障害者理解の件なんで
すが、心のバリアフリーの推進事業というのは、
平成二十九年年度は二十三件採択されているん
です。ただ、そのうち、大学が受託してこの事業を
行っているという件は七件あるんですね。二十三
件のうち七件も結局大学、国立大学が受けている
ということ、私、これは本当に地域に根差した
事業になっていないか、そうではないという懸念を
実は持っています。

ですので、せっかくいい推進事業というものは
ある、私、中身はいいことだと思っておりますの
で、もっと多くの方々に、自治体に手を挙げて
いただけるような、そういう発信の仕方もしてい
たいと思っております。

時間が参りましたのでこれできょうは終わら
ないと思っておりますけれども、スポーツを通じた心のバ
リアフリーというものを、これをしっかりと進めて
いくこと、これからオリンピック、そしてパリリ
ンピックに向けて、多くの方々が本心に期待を込
めて頑張っているという状況ですので、そうい
う障害のある方々、そしてまた、ない方々、一緒
にスポーツを楽しむことができる、そういう環境
づくりを更に進めていただきますようお願いを申
し上げて、私の質問を終わりたいと思いま
す。

ありがとうございます。

○富岡委員長 次に、畑野君枝君。

○畑野委員 日本共産党の畑野君枝です。

きょうは、学校教育における部活動のあり方
について質問いたします。

この間、中教審の教員の働き方改革中間まとめ
などで、部活動のあり方に関する見直し提起さ
れてまいりました。スポーツ庁は、ことし三月
に、運動部活動の在り方に関する総合的なガイド
ラインを策定し、適切な休養日の設定について述
べられました。既に、一九九七年十二月には、運
動部活動の在り方に関する調査研究報告書が文部
科学省から出され、部活動に適切な休養日を設け
ることなどが示されてまいりました。

ことし三月の今回のガイドラインと一九九七年
の調査研究報告書は、この休養日の設定について
どのように違うのでしょうか。また、今回のガイ
ドラインの実効性について伺います。

○今里政府参考人 お答え申し上げます。

先生御指摘の平成九年に出しました運動部活動
の在り方に関する調査研究報告書、これでは、休
養日等の設定の例という形で、週当たり二日以上
の休養日を設定することなどが示されておりました。
そして、当時文部省でございましてけれども、
同報告書を参考に適切な指導をすることを各
教育委員会等に要請していったという形になつて
いたものでございます。

そして、本年三月のガイドラインでございます
けれども、これは、週当たり二日以上以上の休養日
を設けるという点で、その点は同じでございます
けれども、それを基準という形にいたしました。こ
の国の基準に基づいて学校や教育委員会におい
ても方針を策定して、運用を徹底するということ
にしております。

このように、例示にとどまらず基準として示
しているということが、平成九年の報告書におけ
る取組と今回のガイドラインにおける取組との違
いがございます。

実効性の観点からも異なるというふうな考
えてございますが、今後、休養日の設定や方針の策
定の調査、教育委員会からのヒアリング等、定期
的にフォローアップを行うことで、さらなる実効
性の担保を図ってまいりたいと思っております。

○畑野委員 一九九七年の例から、今回は基準と

いうことで、フォローアップも行って周知徹底を図るということです。

それで、林芳正文部科学大臣に確認をさせていただきたいんですが、文部科学省としては、そもそも学校教育における部活動をどのように位置づけておられるのでしょうか。

○林国務大臣 中学校、高等学校の学習指導要領の総則におきまして、部活動は、教育課程外の学校教育活動とされておりまして、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものとして、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質、能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること、こういうふうになされております。

○畑野委員 林大臣からも御答弁がありました。が、生徒の自主的、自発的な参加だというお話でございました。

一方で、部活動は、指導が過熱したり土日も休みなく練習するなど、生徒にとっても、また教員にとっても大きな負担となっているという現状もあります。

部活動のあり方を改善していく際に大事なことは、部活動の目的とは一体何なのかということはいま一度明確にすることではないでしょうか。

二〇一三年五月に文部科学省が出した運動部活動での指導のガイドラインでは、生徒が主体的に自立して取り組む力の育成の重要性が強調されています。ここではどのような内容が示されておりますか。

○今里政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の運動部活動での指導のガイドライン、これにおきましては、生徒が主体的に自立して取り組む力の育成といったしまして、個々の生徒が、技能や記録等に関する自分の目標や課題、運動部活動内での自分の役割や仲間との関係づくり等についてみずから設定、理解して、その達成、解決に向けて必要な内容や方法を考えたり調べたりして、実践につなげる、また、生徒同士で、部

活動の方向性や各自の取組姿勢、試合での作戦や練習に係る事柄等について、筋道立てて話し合う活動などにより目標達成や課題解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげるというような生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達の段階に応じて育成することが重要とされているところでございます。

○畑野委員 個々の生徒の取組あるいは生徒同士の取組、今おっしゃったように、生徒が主体的に自立して取り組む力を、指導者は、指導を通して発達の段階に応じて育成する、これは大事なことだというふうに思います。

先ほど大臣から、部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものというお話でしたが、この指導のガイドラインの指摘というのは、まさにそういった力を培っていくこと。言いかえれば、自治の力を育む取組だということに言えるのではないかと思います。

教員の働き方改革や生徒の身体的負担の軽減という観点はもちろん重要なんですが、この指導のガイドラインの指摘を踏まえるならば、部活動とは、あくまで生徒の自主的、自治的活動として大切にされるべきものではないかと思えます。

今後、部活動の見直しに当たっては、こうした自治的、自主的な活動という視点を土台に据える必要があると思うんですが、林大臣の御認識を伺います。

○林国務大臣 学習指導要領に示されておりますように、今、委員からもお話がありました、学校の部活動は、生徒の自主的、自発的な参加により行われるものであって、教育課程との関連を図りながら、生徒が多様な学びや経験をする場、みずから興味や関心を深く追求する機会として充実していくことが重要でございます。

こうした考え方のもとで、運動部活動ガイドライン、三月に策定いたしました、運動部活動について、体力や技能の向上を図る目的以外にも、学習意欲の向上とか自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資する等、生徒の学びの場として教育的

意義が大きい、それから、生徒の自主的、自発的な参加により行われることを重視すること、これを明記させていただいております。

学校や教育委員会には、本ガイドラインのとおつて適切な対応を行うように通知をしております。まさに、生徒の自主的、自発的な学びの場である運動部活動について、生徒に望ましいスポーツ環境の充実、こういう観点に立つて改革の取組を進めていただきたいと考えておるところでございます。

○畑野委員 今回のガイドラインもそうですし、かつての指導のガイドラインの御説明もスポーツ庁からありましたけれども、やはり生徒自身が、作戦とかいろいろなお互いに確認し合っているんで決めていく、この自治的な活動というのが今後大事になってくるのではないかとこの大事な指摘だということに私も申し上げたいと思っております。

実は、二〇一三年の運動部活動での指導のガイドラインの、御説明いただいたそのすぐ上に、「科学的裏付け等及び生徒への説明と理解に基づく指導の実施」ということが述べられておりまして、私、これも大事だなというふうに思ったので、私の方から少し紹介をさせていただきますが、次のように書かれております。

「運動部活動での指導の内容や方法は、生徒のバランスのとれた心身の成長に寄与するよう、科学的な根拠がある又は社会的に認知されているものであることが必要であるとともに、運動部活動は生徒の自主的、自発的な参加によるものであることを踏まえて、生徒に対する説明及び生徒の理解により行われることが必要です。このため、指導者は、活動目標、指導の方針、計画、指導内容や方法等を生徒が理解できるように適切に伝えることが重要である。また、日常の指導でも、指導者と生徒の間のコミュニケーションの充実により、練習において、誰が、何を、いつ、どこで、なぜ(どのような目的で)、どのように行えばよいのか等を理解させていくことが重要である。」指導に

かかる大事なポイントを述べているということでは御紹介をさせていただきました。

さて、この中学校、高校の部活動のあり方、林大臣も今お話をされましたが、これは、その後の大学における運動部活動のあり方にも重要な関連が出てくるというふうに思っております。

そこで、大学における運動部活動のあり方について伺います。

アメリカンフットボールの日本大学と関西学院大学の五月六日の定期戦で、日本の選手が関学大選手に悪質なタックルをして負傷させた問題、このことを考える上でも非常に大事になっていると指摘させていただきます。

まず伺いますが、特に大学の部活動における教育的な観点の重要性について、どのように認識しておられますか。

○今里政府参考人 中学、高校はもちろんのことでございますけれども、大学における運動部活動、これも課外活動として教育活動の一環に位置づけられているということは申すまでもございせん。

特に、大学スポーツにつきましては、高等教育機関として社会的諸課題への解決を求められる大学、こういった存在でございますので、運動部活動等に期待される役割は大きく、教育的価値、すなわち他者を尊重し協同する精神、公正さと規律をたつとぶ態度、実践的な思考力を育むなど、人格形成に寄与するものであるというふうに考えてございます。

○畑野委員 そのようにこれまでも言われてきた、そのように進められてきたということだと思えます。

それでは、大学の部活動における教育的な観点を考える上で、指導者に対して、スポーツの本質的な価値であるフェアプレーと自立した競技者を育成するという点での研修などが必要ではないかと思えます。この点については、どのようにお考えですか。

○今里政府参考人 先生から御指摘をいただきま

したとおり、スポーツの指導の場面では、競技技術の向上のみならず、スポーツの価値を脅かす体罰でとか暴力、こういったものを行わず、かつ、アスリートの人間成長を促す指導、これが重要であると考えています。

スポーツ庁におきましては、このような資質や能力を有するグッドコーチを養成するためのモデルとなるカリキュラムの開発を行ってきたところでございます。現在、本カリキュラムを日本スポーツ協会が実施するスポーツ指導者養成講習に導入する取組や、大学等へ普及する取組が進められているところでございます。

また、スポーツ庁におきましては、大学スポーツにおける大学横断的かつ競技横断的統括組織、いわゆる日本版NCAAの今年度中の創設を目指しておりまして、この組織での当初から取り組むべき対策として指導者の意識の向上というのを掲げているところでございます。

スポーツ庁といたしましては、これらの取組を通じて指導方法の改善に努めてまいりたいと考えております。

○畑野委員　そこで、ちょっと今の御答弁を確認させていただきたいんですが、いろいろな手だてを考えていく上で、先ほど言った大学での教育的な観点、これをどういうふうに徹底していくのかということ、具体的な何か内容的なものがございましたら御紹介していただけますか。

○今里政府参考人　指導者の養成ということになりますと、やはりそこでのカリキュラムということが重要になってくるかと思えます。

ただいま御説明いたしましたグッドコーチの育成ということでございますけれども、これにつきましては、モデル・コア・カリキュラムというものを開発してございまして、簡単に申し上げますと、今までは、指導者養成のカリキュラムにつきましては、知識や技能、実際のスポーツの技能ですとか技術を教えるというようなことが非常に多くを占めているという実態がございましたけれども、例えば、思考力、判断力ですとか態度や行動

といった、人間力と仮に名前をつけておりますが、こういったものをバランスよく教えるといったカリキュラム、こういったことを普及していく取組によりまして指導者の資質の向上を図っていききたいと考えているところでございます。

○畑野委員　部員の自主性やあるいは自治の確保など、環境整備こそ私は重要だというふうに思っているわけです。

それで、きのう、関東学生アメリカンフットボール連盟の規律委員会の調査結果が出ました。それを踏まえた理事会が行われました。その後、理事の方が昨夜スポーツ庁を訪れて内容を御報告されたというふうになっておりますが、どのような御報告だったのか説明していただけますか。

○今里政府参考人　先生御案内のとおり、昨夜、日本アメリカンフットボール協会、そして関東学生アメリカンフットボール連盟、この両者がスポーツ庁を訪れまして、関東学生アメリカンフットボール連盟の理事会に設置されている規律委員会の調査結果の報告などを受けたところでございます。

同連盟からは、その規律委員会による調査では、日本のアメリカンフットボールの井上前コーチがクォーターバックを潰せという指示をしたというところでございまして、これにはけがをさせてしまえという意図が込められているということで、日本の側では、危険タックル行為を行った日本大学選手とそれからコーチ等の認識に乖離があるんだという主張をされていたわけでございまして、これも、規律委員会の調査結果をいたしましては、この認識に乖離はない、つまり、けがをさせるという意図が井上前コーチの方からきっちり込められていたということ、それから、クォーターバックを潰せという内田前監督からの指示もあったということなどを認定したということが一つございました。

それから、処分につきましては、既に報道もされているところでございまして、井上前監督及び井上前コーチの除名、森コーチの無期限資

格剥奪、反則行為をした日本大学選手それから日本大学アメリカンフットボール部にシーズン終了までの公式試合の出場資格停止、こういう処分が下されたとの報告がございました。

加えて、同連盟からは、再発防止策に取り組む旨報告があったところでございます。

○畑野委員　この点について伺いますけれども、スポーツ庁としての受けとめ、そして、今後どんなふうに進めていこうと思っていられるか、その方針というか今後の考え方についてありますたら、御説明ください。

○今里政府参考人　スポーツ庁としての受けとめというところでございますけれども、今ほど御説明いたしました事実認定につきましては、まず、限られた時間の中で可能な限りの調査を行い、監督やコーチからの指示の有無について、指示があったと認定がされたということだというふうな受けとめてございます。

今後の取組といたしましては、大学としても、本件の原因究明や、それを踏まえての実効性ある再発防止策、これらが策定、実施され、抜本的なチーム改革や組織改革が実行されることを強く期待するとともに、スポーツ庁としても必要な対策を講じてまいります。

○畑野委員　今御説明いただいたんですが、林大臣に御所見を伺いたいと思います。

こういう一連の問題、この間も何わせていただきましたけれども、大臣としてはいかがでしようか。どのように受けとめられ、今後の対応を進めていかれるおつもりか、伺います。

○林国務大臣　前回も、事実がしっかり究明されること等々が必要であるということ、先週でありましたが、事務方を通じて、来られました日大の方に伝えさせていただいて、その旨を金曜日の会見でも申し上げたところでございます。

きのうの関東学生アメリカンフットボール連盟の理事会で処分が下されたということでございまして、この処分を下す根拠となる事実認定について、今答弁が次長からありましたが、やはり可能

な限りの調査を行って、監督やコーチからの指示の有無について、ヒアリングをやった上で指示があったと認定がされたというふうな考えておりまして、大学側としても、今後は、本件の原因究明、これは大学としても第三者委員会をつくると言っておられますので、大学として原因究明していただいて、それを踏まえて実効性のある再発防止策が策定、実施されて、抜本的なチームの改革等が実行されることを強く期待しておるところでございまして。

○畑野委員　林大臣を始め、御答弁があったこと、大事だというふうに思います。

日本大学自身の第三者委員会による真相究明、これは本当に大事になってくると思います。日大自身がみずから真相究明と再発防止策を講ずることが大事だと私も思います。

中学、高校の部活動のあり方から、今、大学を含めた部活動のあり方、その連携を含めた教育における問題点というのが明らかに、それをみんなで力を合わせて解決していこうという状況だと思えます。

これは実は、その後の社会人になってから、また就職との問題、そういうこともかわってくる問題であるというふうに思いますので、スポーツ基本法にも言われている、一生を通じてスポーツにかかわる、ただみずから運動をするだけでなく、見る、あるいは応援する、スポーツを楽しむ、人権として保障される、こういう社会になっ

ていくようにまた力を合わせて頑張っていきたい、そのことを重ねて申し上げまして、私の質問を終わります。

○富岡委員長　午後四時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後二時四十分休憩

午後四時開議

○富岡委員長　休憩前に引き続き会議を開きます

しょうし、いろいろそういう意味で、エジプト館とかそういったものもあると思うんですけど、外国の展示物あるいは日本の展示物を交換するとか、貸し借りが行われるとか、そういったようなことは行われているんじゃないか。

○常盤政府参考人 お答え申し上げます。

博物館における展示物についての外国の博物館との貸し借りでございますけれども、これは相当程度行われているというふうに承知しております。特に国立の博物館でございますと、最近の企画展を見ましても、海外からの博物館資料の借入れというものを積極的にやっているという状況にあるというふうに思っております。

また、外国の博物館と共同して企画展を行うというようにも試みられております。相互に博物館資料を貸借する。例えば、東京国立博物館等におきまして平成二十九年度に開催されました「タイ 仏の国の輝き」という展覧会がございました。これは、タイの国立の博物館等における所蔵品をお借りして展示をする、他方、タイ王国のバンコク国立博物館においても、東京国立博物館等から国宝とか重要文化財など百点以上の資料を貸出しをし、展示をしていただいたというふうな何っております。

○串田委員 今伺いしまして、いろいろ常日ごろから努力をされて交換しているのかな、そういう意味では、交渉とか品物の運搬とか、非常に貴重なものでございますので、大変な御配慮というか御努力をされていらっしゃるんだらうな。

そういう中で、これから博物館を魅力あるものにしていくために、ぜひそういったようなことをこれからも積極的にやっていただきたいと思うんですが、そういう努力の中で、博物館に対する苦情とか要望とかというものがあつたら、例えばどんなことが挙げられるのか、御説明いただきたいと思ひます。

○常盤政府参考人 お答え申し上げます。
これも国立科学博物館の例で御紹介をさせていただきますかと思ひます。

国立科学博物館におきましては来館者の調査をしてございまして、全体の満足率というところで申しますと、大変満足あるいは満足という比率が全体の九八%ということでございますので、基本的には来館していただいている方に御満足いただいている、高い評価をいただいているのかなというふうに思っております。

ただ一方で、もちろん、御意見も寄せられているところがございます。例えば、館内の動線が複雑ではないかと、あるいは、特に休みの日に非常に混雑するというところであると思ひますけれども、レストラン等の混雑についての御不満の御意見というものがございまして。

そして、これはその他の国立博物館の例でございますけれども、例えば、展示室の照明が暗いといったような御意見が寄せられることもございまして。これは美術系のもので展示している場合でございますけれども、やはりどうしても、熱や光に弱い素材で制作された作品を保護するという観点から、作品の素材とかあるいは性質に応じて光の量の調整を行う必要上、どうしても場合によっては暗くなつてしまつたということもあるというところ、こういう状況もございまして、そういういただいた御意見に対して、今のようなことをホームページで御紹介をして御理解を賜るというふうな努力もさせていただいているという状況でございます。

○串田委員 そういったようないろいろなことの中で、以前、浮島委員の方から、点字の本ですが、字じゃなくて絵とか、そういったようなものが視覚障害の方に非常に使われているということ、大変すごいなというふうな思つたんですけど、博物館においても、障害者の方が来られるというふうなことがあると思うんです。それが視覚障害のこともあるでしょうし聴力の場合もあるでしょうし、いろいろな部分があると思うんですが、そういう方々も楽しんでいただける博物館というふうなものが現在日本の中にあるのか、あるいはそういったようなことを積極的に取り入れる

計画があるのか、教えていただきたいと思ひます。

○中岡政府参考人 お答えいたします。
文化芸術活動に触れられる機会を、例えば聴覚や視覚の不自由な方などに生涯を通じてあらゆる地域で容易に享受できる環境を整えるということは、大変、委員御指摘のとおり、重要なことでございます。

このため、障害者の方が博物館を利用しやすくなるように、例えば、国立美術館、博物館におきましては、障害者御本人及び介助者一名を無料としているほかにも、施設のバリアフリー化の推進とか、身体障害者補助犬の入館、職員による筆談対応や、手話のできるボランティアスタッフの配置等に取り組んでいると承知しております。

障害者の方が博物館を利用する機会がこれからもふえますように、文化庁に博物館が移管されるということが十月以降になるわけでございまして、博物館行政を総合的、一体的に担うことで、文化芸術推進基本計画に述べられておりますが、「包摂的環境の推進による文化芸術の社会的価値の醸成」というようなことで掲げられております、それに資しますよう、博物館全体のさらなる振興を推進してまいりたいと思ひます。

○串田委員 その博物館に勤めていらっしゃる方なんですが、学芸員というのをちよつと聞いたことがある方ばどんな人たちがいて、それがどんな試験で、どのようなことを博物館で行われているのか。

これは、子供たちが夏休みにちよつと宿題のためにへ行つたりとかいろいろなこともあると思うんですけど、そういったようなことに、いろいろな相談を受けてもらえるのかどうか、いろいろなアドバイスもしてもらえるのかどうかとか、そんなことも含めまして、博物館で働いている方々の仕事内容などを説明していただきたいと思ひます。

まず、学芸員になるためにどのようなプロセスを通じて学芸員になるのかということでございます。

学芸員の養成につきましては、大学において所定の科目を修得するというところで資格を取る、こういう方が大半でございます。具体的には、例えば博物館概論あるいは博物館資料論、幾つかそういうジャンルが指定をされておりますので、そうした所定の科目を修得することで資格を得ることが大半でございます。ただ、そのほかにも、文部科学省の実施する資格認定という道もございます。その上で、学芸員になるためには、地方公共団体等の博物館の設置者に任用されることが当然必要になってくるということがございます。

その上で、学芸員の方々のお仕事ということでございまして、学芸員の方の業務といたしましては、博物館法に定められておりますけれども、博物館に置くこととされている専門的職員でございます。博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行うというふうなことでございまして。とりわけ、業務の中でも、展示の企画あるいは実施、それから教育普及活動などに力を入れておられる方が多いのではないかとこのように認識をしております。

そういう意味で、博物館で、子供たちが特に夏休みなどを利用して博物館を訪れたときに、これは各博物館においてのいろいろな企画ですけれども、自由研究などの夏休みの宿題に役立つ取組というふうなことも行われております。これも国立科学博物館の例で恐縮でございますけれども、これは平成三年から続いているものでございまして、高校生までの子供たちを対象といたしまして、実験とか観察とか工作などの科学を体験させる事業ということが開催されております。その中で、自由研究のテーマであるとか方法の検討に結果として役に立つというふうなことも、そういう企画もあるということでございます。

○串田委員 思つた以上に博物館に行けばいろいろ

ることが、アドバイスも受けられるというよう
なことなのかなとは思っているんですけども、
その学芸員の数は、例えば博物館も、大きい博物
館もあるでしょうし、そうでもない博物館もある
んでしょけれども、学芸員の数というのは、何
か基準で適正な数というのは決められているん
でしようか。

○常盤政府参考人 お答えをいたします。

博物館におけます学芸員でございますけれど
も、その適正な人数ということについて、何らか
の法令上の規定があるわけでもございませんし、
また、博物館の規模あるいは活動状況により異な
りますので、一概に申し上げるのはなかなか難し
いということがございます。

私どもの方で調査をしてございまして、社会教
育調査というものを行ってございますけれども、
平成二十七年現在、全国で七千八百二十一人、博
物館一館当たりの平均数では一・四人ということ
になってございます。

学芸員の方々は、先ほども仕事の中身を御紹介
させていただいたんですけども、博物館において
極めて重要な役割を担っております。また、学芸
員に期待される役割というのも多様化し、また
高度化しているということもございまして、こ
れはもちろん設置者の判断ということになります
けれども、その適切な配置が求められているとい
うふうに考えてございます。

○串田委員 先ほど動物園の例をちよつと挙げさ
せていただいたんですけども、動物園もいろいろ
な工夫で、子供たちが非常に見やすいという、
今までの、何というんでしょう、ゲージに入っ
ている動物を見るだけというところではなくて、い
ろいろな工夫というか、動物が動く状況というも
のを非常に工夫しながらやっているというよう
なことがあって、そして、それを契機としてたく
さんの入場者数が集まっているというようなこと
もあるんですけども、博物館におきましても、こ
のような動物園の工夫というものを取り入
れるというふうな流れというか、そういうたよう

なことが現在行われているんでしようか。

○中岡政府参考人 お答えいたします。

委員御指摘の動物園の工夫というように、こ
有名なものがございますけれども、旭川市の旭山
動物園が、従来の形態展示以外にも、動物たちの
自然な姿が見られる行動展示などを取り入れて
まして、日本を代表する動物園の一つになったと承
知しております。

博物館全体の話でございますけれども、国立文
化財機構の国立博物館におきましても、子供たち
の鑑賞体験を深め、歴史や文化の理解促進や伝統
文化への興味、関心を高めることを目的に、教育
普及活動にも力を入れておりまして、平成二十八
年度の実績では、体験型及びスクールプログラム
等を延べ三千八百三十三回、参加者約二十四万人
を実施したところでございます。

例えば、上野公園にございまして、東京国立博物
館、国立科学博物館、恩賜上野動物園の三施設が
ございまして、毎年、実物の動物と絵画に
描かれている動物を比較できる連携企画でござい
ます。動物めぐりを開催しているところでござい
ます。

全国の博物館、美術館におきましてもさまざま
な取組を実施していること承知しておりますけれど
も、文化庁においても、子供たちの教育普及活動
等の企画、実践力を高めるミュージアムエデュ
ケーション研修等の機会を通じた先進事例などの発
信を行いまして、しっかりと取り組んでいきたい
と考えております。

○串田委員 今お話をいただいた体験的なとい
うのは、非常に魅力的な感じがいたしました。動物
と絵画を比較するというのは、本当におもしろそ
うだなと思うんですけども、そういういろいろな
博物館が各種あるわけなんです、入場者数に
よって大体わかると思うんですけども、人気の
ある博物館と、そうでないというか、こういった
ような企画をやるという人が出たというふうな、何
かそんなような傾向があれば教えていただきたい
と思います。

○中岡政府参考人 人気があるかないかという話
につきましてはさまざまな視点があるとは思いま
すけれども、例えば入場者数という観点で見まし
たときに、全国で四館ございます国立博物館の総
入場者数は四百八十二万人と、前年度と比べまし
ても百十五万人の増というふうなことでございま
す。

これはまさにそういう努力をしているというこ
とで、国立博物館の展示内容の充実とか施設環境
の改善に取り組んでまいった成果でござい
ます。特に言えることは、平成二十八年度から、日
本語と英語に加えて、中国、韓国、四カ国語
による展示案内とか作品解説の多言語化というも
のに取り組みとともに、これまた開館時間という
観点からでございますけれども、夜間開館という
ことで、夜間延長を金曜日、土曜日という形で拡
大しているというふうなことも一因と考えており
ます。

東京上野国立博物館は、連日の多くの外国人観
光客、これは目視による推計になるわけござい
ますが、常設展示全体で見ますと、入場者数は、
独立行政法人化された平成十三年度の二十四万人
から、昨年度初めて年間百万人を突破することが
できました。これは先ほどの多言語化とか夜間開
館もそうなんですけれども、それ以外にも、ユ
ニークベニユーの取組だとかいうことで、例えば
映画上映を夜の段階でやるとかいうことで、いろ
んな入場者をふやす努力をしております。そうい
ったことも含めまして、今後も、観光振興も視野に
入れました取組のさらなる充実改善に努めたいと
考えております。

○串田委員 時間になりました。
せっかく文化庁のところで統合するということ
ですので、ますます魅力のある博物館にしてい
たきたいと思っております。

○富岡委員長 次に、吉川元君。

○吉川(元)委員 社会民主党の吉川元です。

本日は私学助成中心にお話を伺おうと思ってお
りますが、まず冒頭、昨日の夜、関東学生アメ
リカンフットボール連盟が記者会見を行いました。
日大アメフト部の問題について、事実認定、そ
してそれに基づく処分、これが発表されてお
ります。大変ショッキングな中身であります、ま
ずこれについての大臣の所感を伺いたいと思
います。

○林国務大臣 昨日、関東学生アメリカンフット
ボール連盟の理事会が開催されて、内田前監
督及び井上前コーチの除名、森コーチの無期限資
格剥奪、反則行為をした日本大学選手及び日本大
学アメリカンフットボール部にシーズン終了ま
での公式試合の出場資格停止の処分がそれぞれ下
されたこと承知しております。

また、この処分を下す根拠となる事実認定につ
きまして、限られた時間の中で可能な限りの調
査を行い、監督やコーチからの指示の有無につ
いて、指示があったことの認定がされたものと思
っております。

今後、大学としても、本件の原因究明や、それ
を踏まえての実効性のある再発防止策が策定、実
施され、抜本的なチーム改革、組織改革が実行さ
れることを強く期待するとともに、文部科学省、
スポーツ庁としても必要な対策を講じてまいり
たいと思っております。

○吉川(元)委員 やはり、大学における、運動部
を含めて、学生の自治活動の一環だというふう
に私自身は理解をしております。

今回の問題、非常に私ショックだったのは、そ
こで行われていたこと、例えば、徹底的に追
い込むでありますとか、干すでありますとか、
あるいは、とてもこれは指導とは言えないよう
なものを通じて、監督が絶対的な権限とい
う権力というものを持つに至る、黒を白と言
うような、そういうものになってしまった。こ
れは、非常に恐ろしい、とても教育とは呼べ
ないようなもの、中身なんだろうというふう
に私は思います。

こうしたことに非常に似たことだと思います、これはもう、かつて戦前の日本の軍隊が初年兵に対して行っていた、しごとといいますかリンチといいますか、初年兵教育という名のもとで行われていた、人格を破壊するような、そうしたことが実際に行われていた。

特に、アメリカンフットボールというのは、私自身は非常にファンでありまして、試合があれば、テレビでたまに見る機会があれば、ひいきのチームでなくても、大変興味深く、そして楽しく見させていただいておりますが、その戦略、戦術、あるいは作戦を含めましてさまざまな分析が行われて、そういう意味でいうと非常に科学的なスポーツであるにもかかわらず、そこで行われていた行為が非常に野蛮な、指導とは言えないようなことが行われていたということは、私は非常に深刻だというふうに思っております。

問題は日大のアメリカンフットボールの問題にとどまらず、昨今、スポーツ関係でいいますと、レスリングにおけるパワハラの問題でありますとか、また、かつてこの委員会でも議論させていただきましたけれども、体罰によって生徒が自殺をするでありますとか、そういう意味でいうと、運動、スポーツのあり方自身が問われる中身がたくさん含まれている。

そういう意味でいいますと、この問題の処理については、それぞれ連盟でありますとか、あるいは大学でありますとか、そうしたところがしっかりと当たっていただけたらというふうに私も信じております。ただ、一方で、スポーツが置かれている今の状況について、やはり、所管する文部科学省としても、そうしたことがないように、本来のスポーツの価値が損なわれることがないように、きちんとした取組を進めていただきたいというふうに思っております。

それでは、通告いたしております私大助成のあり方について、何点か尋ねたいと思います。

昨年の骨太方針、教育成果に基づく私学助成の配分の見直しが行われて、今年度の予算編成

に関する財政審の建議、昨年の十一月末に出ておりますが、そこでは、高等教育について、定員割れの大学や赤字経営の大学への単なる経営支援にならないようにするという方針が示され、私立大学への助成措置について、選別、格差づけを進めることが示唆されております。

今年度の文科省の予算を見ますと、その中の主要事項で、私立大学等経常経費補助、今年比で一・五億円増ということですが、三十一億五千四百万円について、一般補助における定員未充足に対する調整係数や、経営、財務情報の非公開による減額強化、特別補助の審査方式、調査項目等の見直し、交付対象校の重点化を実施と注意書きがされております。新聞紙上では、五年程度の連続赤字の場合には助成金を削減することなどが報じられておりますが、一般補助や特別補助の見直し、重点化について、その具体的な内容について教えてください。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

私立大学の支援につきましては、教育の質的転換や自治体、産業界、他大学との連携に組織的に取り組む大学に重点的に支援するなど、従来よりめり張りある私学助成の配分を行ったところでございます。

平成三十年度からは、教育の質向上や経営力強化を一層促進するための配分方法の見直しを行うこととしたところでございます。

具体的には、一般補助につきましては、財務情報公開していない場合の減額措置の厳格化、そして定員未充足による調整の強化、そして教育の質に係る客観的指標によります調整措置の先行導入といった見直しを行い、特別補助におきましては、私立大学等経営強化集中支援事業や私立大学等改革総合支援事業における審査方式の改善や対象校の絞り込みなどの見直しを行うこととしており、具体的な取扱いについては現在検討中でございます。

文部科学省といたしましては、今後とも、私学の果たす役割を踏まえ、めり張りをつけながら、

改革に取り組む私立大学等への支援に努めてまいりたいと考えております。

○吉川(元)委員 今、答弁の中で、教育の質というお話がございました。これは、骨太やあるいは財政審の建議の要請に伴って導入されたものだというふうに思いますけれども、この教育の質、この客観的な指標というのは、具体的にどういう内容を想定されているのか、また、その指標に基づいて助成金をどのように分配することになるのか、これを教えてください。

○村田政府参考人 お答え申し上げます。

人口減少でございますとか情報化、グローバル化等の進展によりまして社会が急速に変化する中で、全国の七割を超える学生の学びを支える私立大学全体の教育の質の保証を行っていくということとは、大変重要な課題と考えているところでございます。

こうしたことから、文部科学省におきましては、平成二十五年以降、私立大学等改革総合支援事業におきまして、改革意欲のある私立大学等の教育の質的転換に係る取組を促してきたところでございます。

こうした事業において一定の改革が進んでいるというところではございますけれども、今先生からお話がございましたとおり、平成三十年度以降、私立大学等の全体の質保証に向け、これは今、改革総合支援事業において用いていた評価項目を参考にしながら、例えば学生の学びの保証体制でございますとか、全学的な学生の教育の質についてのチェック体制、あるいはカリキュラムマネジメントの体制、こういったことは既にこの事業で用いてございます。そういった項目も参考にしながら、客観的な指標を用いて配分することを予定しているものでございます。

○吉川(元)委員 その教育の質というのが、今の答弁だとよくわからないです。教育の質と云うのは一体何なんです。それは、捉え方によつていろいろと、あるいは価値観によつても変わってくるものであつて、それは客観的な指標と

なり得るものなのか。

例えば、学生に対していわゆる教授や講師を含めた数の問題でありますとか、そういうものはある程度客観的な指標としては出せるというふうには思いますけれども、一般に教育の質と言われている、これはなかなか、何をもちて教育の質が高いのかとか低いのかとかいうのが一概に言えるのかどうか。今の答弁を聞かせていただいても、なかなかそこら辺が釈然としないところであります。

もう余り時間ありませんので次に行きますけれども、今まさに答弁でもお話しになられたとおり、私立大学というのは、学校、学生の数ともに日本全体の七割を占めておりまして、日本の高等教育において大きな地位を占めております。確かに、言われているとおり、少子化が進む中で経営環境が非常に厳しいものがあることは事実です、実際に、昨年度の数字でいいますと、定員割れの私立大学は全体の三九%、それから短大では六七%がそうになっているということで、大変厳しい状況にあるということは理解をしております。今回の骨太方針などの政府の意思に基づく助成金の配分の見直し、これは、厳しい経営環境にある私立大学を淘汰していくという考えに立っているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○林国務大臣 私立大学は、今、先生からお話がありましたように、全国の約七割を超える学生の学びを支えておりまして、我が国の高等教育に大きな役割を果たしておいて、私立大学が社会や時代のニーズを踏まえて特色ある教育研究を行うというところは全国的にも大事でございますし、それぞれの地域において、高等教育の進歩機会の確保とか、その地域での知の拠点、こういう役割からも重要であると考えております。

一方で、今後の十八歳人口の減少を踏まえますと、やはり経営力の強化に最大限の取組を行って、なお経営困難な状況に陥る私立大学が生じる可能性、これは避けられないものと考えておるところでございます。

これまでも、財務状況等の調査をしたり、経営改善に必要な指導助言ということを行うなど、経営力の強化に向けた取組を進めてきたわけでございますが、さらなる十八歳人口の減少を見据えて、大学設置・学校法人審議会、いわゆる設置審ですが、大学を設置しております学校法人が今の経営状況に応じて適切な判断を行うために中長期の計画をつくってもらう、それから私立大学の連携、統合を促進する、また経営困難な場合に撤退を含めた早期の経営判断を促す指導の実施のあり方、こういうことを議論いただいております。その内容も踏まえまして具体的な方策を講じて、私立大学の経営力の強化を支援してまいりたいと思っております。

○吉川(元)委員 ちよつと関連して伺いますけれども、私立学校振興助成法があります。この第一条、ここには、私立学校への助成の目的として、私立学校の教育条件の維持向上、私立学校に在籍する学生に対する負担軽減を行うことで私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする、このように明記をされております。

私立学校の経営基盤の安定を図ることはあつても、助成金の配分をもつて私立学校の淘汰、選別を進める、そういうことはこの助成法には書かれていないわけです。まして、その助成法の第四条、ここには、国が私立大学に対し経常的経費の二分の一まで補助できる旨の規定がございますし、国会の附帯決議でも二分の一の私学助成が目標に掲げられております。

ところが、実際どうなっているかといいますと、経常費への補助割合、一九八〇年度の二九・五％をピークに低下の一途をたどっていて、二〇一五年度以降は一〇％を割り込む状態になっております。

もちろん、少子化という、そういう社会全体の問題、課題があるということはわかりますけれども、明らかに、私大への補助の割合の目標として二分の一には届かない状況、当然、そ

うなると私大は大変ですよ、経常費の一〇％しか補助されていないという中で、その中で、経営が不安定だからといって更に補助金を減らす。それは、最終的には撤退を求めよう、結果としてそういうことになっていくのではないかと。これは、まさに助成法の趣旨、目的に、私は合致しないんじゃないかというふうに考えますけれども、この点はいかがですか。

○林国務大臣 先生が今御紹介していただいたように、私立学校振興助成法には、私立学校の役割の重要性に鑑みて、教育条件の維持及び向上、修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性の向上、こういうことが書かれているわけでございます。

このたびの私学助成の配分方法の見直しというのは、私立学校が、さらなる人口減少や情報化、グローバル化の進展等によって社会の急速な変化が起きますから、この変化へ対応しながら、先ほどの条文にもあったように、教育の質の保証や経営力の強化を実現して、かつ、引き続き、社会や時代のニーズを踏まえた特色ある教育を行えるよう支援をする、これが目的でございます。

今後とも、この私立学校振興助成法の趣旨を踏まえて、私学助成の確保、これに努めるとともに、改革に取り組み私立大学等へのめり張りある支援に努めてまいりたいと思っております。

○吉川(元)委員 めり張りという言葉をお聞くと、一見するとよさそうに聞こえるんですけど、今の現状でいうと、目標の二分の一どころか、一〇％、一割しか、一割も割り込むような状態になっていて、そこを根本的に変えずして、お金がふえないから、頑張ったところには厚く、そして、頑張っているけれどもなかなかそうならないところには減らすというようなことは、これはやはり、私はおかしいんじゃないかというふうに言わざるを得ません。

次に、これは他の委員も少し質問しておりますけれども、高等教育の無償化についてもお尋ねしたいと思っております。

昨年十二月八日、総理の肝いりで、二兆円規模の新しい経済政策パッケージ、ここで高等教育の無償化が打ち出されました。中身的に、これが果たして高等教育の無償化と呼べるのか、高等教育全体を無償化、軽減するのではないのか、パッケージが果たしてそうなのかというふうに私は大変疑問に思っております。

それはとりあえずさておいて、このパッケージでは支援措置の対象となる大学等の要件が示されておまして、一つ目に、実務経験のある教員による科目の配置、二つ目として、外部人材の理事への任命が一定割合を超えていること、三つ目、成績管理を実施、公表していること、四つ目、財務、経営情報を開示していること、こうしたことが挙げられております。

無償化の対象となる学生というのは既に絞り込みが行われており、さらに、支援措置を受けられる大学をこれもまた限定をする、これで果たして国民全てに開かれた高等教育の無償化というふうな呼べるのか、なぜ支援対象の大学に条件をつけなければならぬのか、この点、いかがでしようか。

○林国務大臣 昨年末に取りまとめられました新しい経済政策パッケージに基づく支援措置でございますが、大学での勉学が就職に結びつくことによりまして格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供たちが大学でしっかりと学んだ上で、社会で自立して活躍できるようにすることを目的としておるところでございます。

そのため、支援の対象となる大学等については、社会で自立して活躍できる人材を育成するというこの支援措置の目的に鑑みまして、学問追求と実践的教育のバランスがとれた機関とするために、実務経験を有する教員とか、外部理事の登用など、一定の要件を満たす、こういうことが必要になってくるわけでございます。

このことを新しい経済政策パッケージにも明記をされておるところでございます。現在、文科省の専門家会議で更に具体的な要件について検討

を行っているところでございます。

この高等教育の負担軽減と一体として、大学改革による質保証の取組を進めていくことも重要だと考えております。

昨年、中教審に、我が国の高等教育の将来構想について、これを諮問いたしました。現在、学修成果の可視化ですとか、それから、シラバスの活用等による教育課程、指導方法の改善、それから、学修に関する評価の厳格な運用など、大学教育の質の向上、多様な人的資源の活用としての実務家教員や外部理事の登用、さらに、各地域における十八歳人口の将来推計や、それを踏まえた地域における質の高い高等教育機会を確保するための大学間の連携、統合のあり方等々について、抜本的、総合的な検討を行っていただいております。

この審議会では、昨年末に今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理が取りまとめられておまして、引き続き、人生百年時代構想会議での議論と並行しながら、制度改正を含めた具体的な検討を進めてまいりたいと思っております。

○吉川(元)委員 今の大臣のお話の中で、やはり、私、疑問に思うのは、就職に結びつくということと学問をきわめたいという思いと、そのバランスが大切だと言われるかもわかりませんが、だとするならば、例えば就職に直接結びつかないような学科や学部については、じゃ、それはもう無償化の対象から外すんだというお話にも聞こえてまいりますし、果たしてそれが、憲法二十六条に定める教育を受ける権利、私は、これに抵触するような話なんじゃないかと。あるいは就職というお話なんて、簡単に言えば産業界に役立つ大学や学部以外はだめですよという、これは余りにも子供の学ぶ権利を侵害しているのではないかとこのように思います。

現在も議論が続いていることではありますけれども、新しい政策パッケージを見ると、例えばとしながら、実務経験のある教員が年間平均で修得が必要な単位数の一割以上の単位に係る授業科目

平成三十年五月三十日

を担当するものとして配置されること、これを要件としております。

わかりづらいんですけども、簡単に言えば、必要な授業の一割以上は実務家教員が行っていないければならない、そういうことになるんだらうというふうに思いますが、なぜ実務家教員が配置されていないと無償化の対象にならないのか、また、実務家教員による授業が一割以上必要という根拠は何なんでしょうか。

○義本政府参考人 お答えいたします。

先ほどから大臣が答弁させていただきまして、先に、政策パッケージに基づく支援としましては、大学での勉学が就職に結びつく、これは、民間企業だけではなくて、アカデミアの中で活躍するということも含めてでございますけれども、格差の固定化を防ぎ、支援を受けた子供が、大学でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようにするということを目的としているところでございます。

このような目的に鑑みまして、支援対象となる大学等におきましては、学問追求のみならず、実践的な教育を一定のまとまりを持った形で受けられる環境ということで、例示としまして、年間平均で修得できる単位数の一割程度、これは大体、一科目程度、三単位か四単位ぐらいになりますけれども、授業科目を担当するものとして配置されることが挙げられているところでございます。

ただ、委員御指摘のとおり、学問の分野にもいろいろな特性がございますので、例えばでございますが、理学とか人文科学への適用の可能性などにつきましては、学問分野の特性にも配慮することとされることで、パッケージにも盛り込んでいくところでございます。

この政策パッケージの記述を踏まえまして、具体的内容につきましては、現在、専門家会議において検討を行っておりますけれども、その議論の中においては、実務経験のある教員が授業を担当しない場合であっても、例えば、オムニバス形式

で授業の一部を実務家が担当しているとか、あるいは、学外でのインターンシップや実習あるいは研修を授業の一環として位置づけている場合など、社会のニーズを踏まえた実践的な教育と考えられるものにつきましては、このような場合についても対象にするということについての議論をしているところでございます。

引き続き、大学等における実態も踏まえながら、大学関係者や関係団体の御意見も伺いながら、検討を進めてまいりたいと存じます。

○吉川(元)委員 では、伺いますけれども、いわゆる実務家教員と言われる教員ですけれども、定義は決まっていますか。

○義本政府参考人 いわゆるアカデミアの御出身で教員になられた方以外の社会的な経験をなさった方ということでございまして、必ずしも民間企業だけじゃなくて、例えば地方自治体とかNPOも含めて、いろいろな形で経験を背景として持った方が授業をなさるというふうなことを想定しているところでございます。

先ほど申しましたように、このポイントとしましては、実践的な教育をしつかり社会のニーズを踏まえて行うということでございまして、実務経験のある教員自身が担当すること以外の場合でも、例えばインターンシップですとか実習形式も含めて考えるものでございます。

○吉川(元)委員 文科省自身が、実務経験のある教員の配置について調査結果、調査をしたはずですが、今、それは、その定義も曖昧ですし、大学によつてその捉え方もさまざまで、数字でもって、ここは何人、ここは何人という数値が示されない、示すことができない。そういう中で、一割以上実務教員と。

これは、時間があるまいせんのもう質問を終わりますけれども、以前つくられました専門職大学、これは四割以上が実務家教員だというふうなことでつくられておりますけれども、これに対する誘導なのではないか、そういう疑念も持たざる

を得ません。

そういう意味でいいますと、この外部理事の任用も含めまして、大学の自治、学問の自由の観点からいっても、これは大変問題のある制度だということを描き添えていただいて、質問を終わりたいと思います。

以上です。

○富岡委員長 引き続き、文部科学行政の基本施策に関する件について調査を進めます。

この際、お諮りいたします。

本件調査のため、政府参考人として内閣官房内閣審議官源新英明君及び総務省総合通信基盤局電波部長竹内芳明君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○富岡委員長 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案起草の件、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案起草の件、スポーツ基本法の一部を改正する法律案起草の件及び国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について議事を進めます。

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案起草の件につきましては、馳浩君外五名から、自由民主党、立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、公明党、無所属の会及び日本維新の会の六派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が、また、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック

競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、馳浩君外六名から、自由民主党、立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、公明党、無所属の会、日本維新の会及び社会民主党・市民連合の七派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が、また、スポーツ基本法の一部を改正する法律案起草の件につきましては、馳浩君外七名から、自由民主党、立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、公明党、無所属の会、日本共産党、日本維新の会及び社会民主党・市民連合の八派共同提案により、お手元に配付いたしております

とおり、スポーツ基本法の一部を改正する法律案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が、また、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案起草の件につきましては、馳浩君外七名から、自由民主党、立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、公明党、無所属の会、日本共産党、日本維新の会及び社会民主党・市民連合の八派共同提案により、お手元に配付いたしておりますとおり、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の起草案を成案とし、本委員会提出の法律案として決定すべしとの動議が、それぞれ提出されております。

提出者から順次趣旨の説明を求めます。馳浩君。

○馳委員 スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案の両起草案につきましては、提案者を代表して、趣旨

及び内容について御説明申し上げます。

まず、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案の起草案について御説明申し上げます。

我が国においては、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会及び平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の開催を控え、ドーピングのないクリーンな大会を実現するべく、スポーツにおけるドーピングの検査体制の整備が急務となっております。

ドーピングは、日々競技力向上に励むアスリートの努力を踏みにじるものであり、アスリートに重大な健康被害をもたらすものであります。また、公正な環境のもとでスポーツが行われていると信じる社会の信頼を裏切るものであり、公正さと規律をとうとぶ態度や克己心を養う必要がある青少年に悪影響を及ぼすものであります。さらに、社会の発展に多様な形で貢献するスポーツの価値を損なうものであり、絶対に許されるものではありません。

そこで、本案は、スポーツ基本法及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するため、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項等を定めるものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、ドーピング防止活動の推進に当たつての基本理念として、スポーツの多様性に配慮しつつ、スポーツにおける公正性、スポーツを行う者の心身の健康の保持増進、ドーピングの検査における公平性、透明性、スポーツ競技会運営団体の自主性、自律性がそれぞれ確保される旨を定めることとしております。

第二に、国際競技大会等出場スポーツ選手及び同選手への支援等を行う者による不正の目的を持ったスポーツにおけるドーピングを禁止するとともに、国は、必要な法制上又は財政上の措置その他の

の措置を講じた上で、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定、実施する責務を有することとしております。また、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、国や日本アンチ・ドーピング機構と連携し、ドーピング防止活動の中核的な機関として積極的な役割を果たすものとするとしております。

第三に、スポーツ競技会運営団体の努力、関係者相互間の連携、協働及び地方公共団体の努力義務について定めることとしております。

第四に、文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針を定めなければならないこととしております。

第五に、ドーピング防止活動の推進に関する基本的施策として、人材の育成及び確保、研究開発の促進、教育及び啓発の推進、関係機関との情報共有、国際協力の推進等の施策を講ずることについて定めることとしております。

第六に、附則において、政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与のあり方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討事項を定めることとしております。

最後に、本案は、平成三十年十月一日から施行することとしております。

次に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案の起草案について御説明申し上げます。

平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会につきましましては、国有財産の無償使用等の特別の措置が講じられております。また、平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会につきましまして、寄附金付郵便葉書等の発行の特例等の特別の措置が講じられております。

これらの特別の措置は、大会の円滑な準備及び運営に資する観点から講じられたものであります。

本案は、円滑な準備及び運営のさらなる充実のため、国際オリンピック委員会等からの求めや、近年のオリンピック競技大会・パラリンピック競技大会における対応状況を踏まえ、特別の措置を追加するものであり、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の改正であります。

具体的には、電波法の特例として、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会については、無線局の免許、登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定について、適用除外とすることとしております。

また、あわせて、東京オリンピック競技大会の開会式前日等について、国内外要人や大会関係者の安全、円滑な輸送及び警備と経済活動や日常生活の両立を図るため、国民の祝日に関する法律の特例として、平成三十二年に限り、海の日を七月二十三日に、体育の日を七月二十四日に、山の日を八月十日にすることとしております。

第二に、平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の改正であります。

具体的には、電波法の特例として、ラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会についても、無線局の免許、登録申請等の手数料及び無線局の電波利用料に係る電波法の規定について、適用除外とすることとしております。

第三に、本案は、公布の日から施行することとしております。

なお、本案施行による減収見込み額は、約三十一億円と見込まれております。

以上が、両起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○富岡委員長 次に、浮島智子君。

○浮島委員 スポーツ基本法の一部を改正する法律案及び国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の両起草案につきまして、提案者を代表して、趣旨及び内容について御説明申し上げます。

まず、スポーツ基本法の一部を改正する法律案の起草案について御説明申し上げます。

スポーツは、世界共通の人類の文化であり、全ての人が自発的にスポーツに取り組むことで、自己実現が図られ、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会を実現することが目指されてきております。

そのような中、世界じゅうのあらゆる人々がスポーツのために我が国に集う平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を好機と捉え、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、スポーツを通じて、世界各国と協調していく観点から、世界的に広く用いられているスポーツの語を基本的な用いることが望ましいとされているところであります。

そこで、本案は、国民体育大会の名称を国民スポーツ大会に改めるとともに、現在の実態に合わせ、公益財団法人日本体育協会の表記を公益財団法人日本スポーツ協会に、財団法人日本障害者スポーツ協会の表記を公益財団法人日本障害者スポーツ協会に改めることとしております。

なお、本案は、国民体育大会の名称の変更については平成三十五年一月一日から、公益財団法人日本体育協会及び財団法人日本障害者スポーツ協会の表記の変更については公布日から、それぞれ

施行することとしております。

次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の起草案について御説明申し上げます。

近年、スポーツは、個人の健康の保持増進や人格形成に寄与するのみではなく、人と人との交流促進による地域社会の活性化や経済の発展など大きな社会的影響力を有するようになってきております。

世界的に見ても、国際オリンピック委員会のオリンピック憲章において、オリンピック精神の目的がスポーツを人類の調和のとれた発展に役立てることとされているなど、スポーツは、個人の営みの範疇を超え、社会をよりよく変えていく原動力として捉えられています。

他方、国民の祝日である体育の日は、これまで五十年余りにわたり広く国民の間に定着し、国民がスポーツに親しむ契機となり、我が国のスポーツ振興に大きな役割を果たしてきたところであります。

このような中、平成三十二年にオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会が東京で開催され、世界じゅうの人々がスポーツのために我が国に集うこの好機に、スポーツの価値を世界の人々と分かち合い、世界各国と協調していくことが期待されております。

そのような観点から、学校教育としてのイメージの強い体育の語を用いている体育の日の名称について、世界的に広く用いられているスポーツの語を用いて、スポーツの日と改めることが望ましいとされているところであります。

そこで、本案は、体育の日の名称をスポーツの日に改めるとともに、スポーツの日の意義について、スポーツを楽しむ、他者を尊重する精神を培うとともに、健康で活力ある社会の実現を願うものとするとしております。

なお、施行期日は、平成三十二年一月一日とすることとしております。

以上が、両起草案の趣旨及び内容であります。何とぞ御賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

申し上げます。

スポーツ基本法の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

案

○富岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

各件について発言を求められておりますので、これを許します。畑野君枝枝。

○畑野委員 日本共産党の畑野君枝枝です。

まず、ドーピング防止法案について伺います。提案者の馳浩議員にまず伺います。

アンチドーピング体制の構築強化について、政府のタスクフォースや議連の議論では、法的措置の検討に当たっては、アスリートファースト、選手の基本的人権の制限は抑制的であることが前提とされていたが、選手の人権はどのように保障されるのでしょうか。

また、平素は現行法で対応できるが、東京オリンピックの際には多量のドーピングに関する情報の処理が必要として、オリンピックのときに限定した時限立法と言われてきたものが、なぜ恒久法となったのか、伺います。

○馳委員 アスリートの人権保障については、アンチドーピング法は、スポーツ基本法前文のスポーツ権の趣旨にのっとっていること、この法律第三条第一項において、ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康保持増進が確保されることを旨として推進されなければならないとしていることから、アスリートファーストに配慮した人権保障が図られるものと考えております。

なぜ恒久法になったかについてですが、立法の過程でドーピング違法化の規定を盛り込むこととなりました。時限立法では、二〇二一年以降、合法となり、整合性を欠くからであります。二〇二一年以降も、ドーピング防止の教育、啓発、研

究、国際協力、検査体制充実など、継続的な取組が必要なので、恒久法といたしました。

以上です。

○畑野委員 このドーピング防止法案第十五条二項は、ドーピング防止のため、文部科学大臣は、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができるとしております。この条項によって、選手らの個人情報や本人の同意なく提供できると思いますが、個人情報の漏えいや目的外使用などの歯どめ、濫用の防止はどう担保されるのか、林芳正大臣に伺います。

○林国務大臣 本法案の第十五条第二項の規定に基づきまして、文部科学大臣が関係行政機関の長に対しまして選手等の情報の提供を求めた場合には、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第八条第一項における「法令に基づく場合」、これに該当いたしますので、当該行政機関の長は、本人の同意なく個人情報を提供できると承知しております。

文部科学省が保有することになる個人情報につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に基づき取り扱うことになりまして、具体的には、第六条に基づきまして、行政機関の長は、個人情報情報の漏えい、滅失、毀損の防止などの適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、第七条に基づきまして、個人情報の取扱いに従事する行政機関の職員等は、個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、不当な目的に利用してはならない、こういうふうになっております。

また、第五十四条には、不正な利益を図る目的で提供した場合等における行政機関の職員等に対する罰則も規定されておまして、個人情報の漏えいや目的外使用などの歯どめや濫用の防止については、既存の法律によって担保されていると考えております。

なお、独立行政法人日本スポーツ振興センターや公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構等が保有することとなる個人情報の取扱いや罰則につ

いては、それぞれ、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、個人情報の保護に関する法律において同様の規定が定められており、この部分でも既存の法律によって担保されている、こういうふうにご考えておるところでございます。

○畑野委員 議連のワーキンググループの議論のときには、個人情報の取扱いの覚書を示すという話もありました。立法段階で運用の指針は示されていないんです。ですから、こういう議論のときにそういうものを示してもらわないと困るんですが、そういうのを示していただけますか。

○富岡委員長 どなたか。

○畑野委員 出ないということが確認されました。これでは本当に困ります。

副大臣が座長のタスクフォースで検討されたものなんです。文科省が責任を持たずに、議員立法に丸投げするというやり方は、私は無責任だと言わなくてはなりません。

この間、説明をしてきた中で、WADAは、各国政府にアンチドーピングのための情報共有、インテリジェンス体制の具体化を求めているんですけれども、やはり方は各国に委ねていて、法制化が義務づけられているわけではありません。アンチドーピングのための法律はイギリスはないと聞いておりますし、フランスやドイツには法律はありますけれども、そのインテリジェンス体制をスポーツ庁の資料や国会図書館から私も見ましたけれども、これは明確に取扱いを規定して、扱える個人情報の範囲を限定しております。こういうことをきちっとやらに進めるのは、私は問題があると申し上げておきたいと思っております。

次に、オリパラ及びラグビーの特措法案における電波法の特例措置について伺います。

そもそも、国際スポーツ大会においては、無線局の開設に伴う登録申請の手数料や電波使用料については、開催地負担、ホスト負担が慣行として踏襲されております。具体的には、開催国の各大会の組織委員会等が、海外から集まる各国メデイ

ア等の手数料、利用料を肩がわりして負担しております。

総務省に確認しますが、一九九八年長野オリンピックや二〇〇二年日韓サッカーワールドカップなど、我が国で開催された国際スポーツ大会でも、各組織委員会等が無線局開設の手数料、電波利用料を一貫して負担してきたということでしょう。

○竹内政府参考人 お答え申し上げます。

委員お尋ねの無線局免許申請等手数料及び電波利用料については、これまで一貫して、各大会の組織委員会において負担されてきたものでございます。

○畑野委員 そのように、これまでの国際スポーツ大会に関する特措法で電波法の特例措置をとったことは一度もありません。

なぜ、今回は組織委員会に新たな優遇措置をとるのでしょうか。内閣官房に伺います。

○源新政府参考人 お答え申し上げます。

昨年八月に開催されましたスポーツ議員連盟、二〇二〇年東京オリンピック・パラリンピック大会推進議員連盟、ラグビーワールドカップ二〇一九年日本大会成功議員連盟の合同総会におきまして、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及びラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会から、電波法の特例として、無線局関係の手数料等を免除するための法整備に関する要望が提出されました。

その後の御検討を経まして、本年四月に開催されました同連盟の合同総会におきまして、近年のオリンピック・パラリンピック大会やラグビーワールドカップ大会における諸外国の対応状況等を踏まえ、今回の対応を御判断されたものと承知しております。

○畑野委員 オリパラ事務局は、ロンドンやリオには立法があるなどと、今お話があったように、近年の大会では各国が立法措置を講じているように言われるんですけども、実際、内閣官房のペーパーを見ても、海外からの放送事業者に無料

になるように措置されているということで、各国、やり方、それぞれ違うんですよ。従来どおり日本では組織委員会が負担すれば済むことで、特例法をつくる根拠にはなりません。

ラグビーワールドカップ二〇一九組織委員会の要望では、無線局関係手数料等の免除について、ラグビーワールドカップにおいても適用があると効果的と言っているにすぎないんです。ですから、そういう点では、二〇一五年のイングリッド大会では減額、二〇一一年のニュージランド大会ではそれぞれ既存の法律でやっているということです。本当に具体的な資料も出されないまま来ております。

日本の電波法は、手数料などの免除措置は災害などの場合に限定しております。これまでの対応で十分だと言わなくてはなりません。

最後に、鈴木俊一東京オリパラ担当大臣に来ていただいておりますので、一言、アスリートファーストについて伺って終わります。

オリンピックなどで、テレビ放映の都合による変則的な競技時間が選手の負担となるようなことがあつてはならないと思います。どのようにお考えになるか、伺います。

○鈴木国務大臣 競技日程につきましてはまだ決定をされておきませんが、今後、大会組織委員会が、関係する国際競技団体等との調整を経て、IOC、IPCの承認を受けて決定をされることになります。

委員御指摘のとおり、競技日程を決める上でアスリートファーストを重視すること、これは大変重要であると思っております。大会組織委員会としても、選手の負担やモチベーションの維持を考慮して、関係の国際競技団体等と競技日程の交渉を行っていることと承知をしており、今後の動向を注視してまいりたいと考えております。

その上で、政府といたしましては、競技スケジュールそのものを決定する立場にはないわけでありまして、大会の確実な成功に向けて、参加する全てのアスリートが最高のパフォーマンス

を発揮できるよう、平成二十七年十一月に取りまとめたオリパラ基本方針に基づいて、円滑な輸送のための措置、暑さ対策、さらにはセキュリティの万全と防災、減災等の安全、安心の確保等の施策を総合的に推進する中で、アスリートファーストの運営が実現されるよう努めてまいります。

○畑野委員 終わります。

○富岡委員長 これにて発言は終わりました。

この際、各起草案中、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案の起草案について、衆議院規則第四十八条の二の規定により、内閣の意見を聴取いたします。鈴木東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会担当大臣。

○鈴木国務大臣 本法律案の御提案に当たりまして、委員長及び委員各位の私な御努力に深く敬意を表します。

本法律案については、本来、公平に受益者が負担すべき電波法に定める手数料等を免除するものでありますが、平成三十二年に開催される東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会並びに平成三十一年に開催されるラグビーワールドカップ大会が大規模かつ国家的に重要なスポーツの競技大会であり、その円滑な準備及び運営に資するため、特別措置法を定めていることに鑑み、両大会の公共性、公益性や諸外国における取扱い等を踏まえ、政府としてはやむを得ないものと考えます。

御可決された暁には、その御趣旨を踏まえて適切な運用に努め、両大会の成功に向けて関係府省庁が密接な連携をとりつつ、円滑な準備を進めてまいります。

○富岡委員長 お諮りいたします。

まず、スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案起草の件につきまして、お手元に配付しております起草案を委員会の成案と

決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富岡委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

次に、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案起草の件につきまして、お手元に配付しております起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富岡委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

次に、スポーツ基本法の一部を改正する法律案起草の件につきまして、お手元に配付しております起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富岡委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

次に、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案起草の件につきまして、お手元に配付しております起草案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富岡委員長 起立総員。よって、そのように決しました。

なお、各法律案の提出手続等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○富岡委員長 この際、安藤裕君外六名から、自

由民主党、立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、公明党、無所属の会、日本維新の会及び社会民主党・市民連合の七派共同提案によるスポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件について決議すべしとの動議が提出されており、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。川内博史君。

○川内委員 ただいま議題となりました決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文の朗読により趣旨の説明にかえさせていただきます。

スポーツへの障害者の参加の更なる促進のため「障害」の「害」の表記について検討を求むるの件(案)

今般、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を好機とし、世界各国と更に協調するため、「スポーツ」の語を基本的に用いることとし、「国民体育大会」の名称を「国民スポーツ大会」に改める等の改正を行う「スポーツ基本法の一部を改正する法律案」を起草する運びとなったところである。スポーツを通じて共生社会の実現を図る観点からは、障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「心のバリアフリー」を推進することが期待されている。

このような中、我が国の法令において、「障害者」の表記に、「害」の字が用いられていることが問題との指摘もある。

戦前においては、「碍」の字が用いられる場合もあったものの、戦後、当時の使用実態に基づき当用漢字表等において「害」の字のみが採用されたことを踏まえ、政府は、法令における「碍」の語を「障害」に改めてきた。その後、当用漢字表の後継として、常用漢字表が定められたが、「害」の字のみが採用され、状況に変化はな

かった。平成二十一年以降、政府においては、障害者制度改革の審議を開始し、「障害」の表記の在り方についても審議がなされた。しかし、様々な表記がある中、特定の表記に決定することは困難であり、国民、特に当事者である障害者の意向を踏まえ、今後において検討することとされたところである。

「害」の字を、人に対して用いることが不適切であるという考え方もあり、中国、韓国、台湾等の東アジアの漢字圏においては、「害」の字は用いられておらず、我が国が障害者政策の面でリーダーシップを発揮するに当たっても、早急な検討が必要である。

今般の「スポーツ基本法の一部を改正する法律案」においても、「財団法人日本障害者スポーツ協会」の表記について、実態に合わせ、「公益財団法人日本障がい者スポーツ協会」に改めることとしている。この点について、同協会が交ぜ書きを採用した理由としては、活字の「害」を不快に思う人への配慮と社会意識変革の誘因となることへの期待が挙げられている。

政府は、「心のバリアフリー」を推進し、スポーツへの障害者の参加の更なる促進を通じて共生社会の実現を図るため、「障害」の「害」の表記について、障害者の選択に資する観点から、「碍」の字の常用漢字表への追加の可否を含め、所要の検討を行うべきである。

右決議する。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○富岡委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○富岡委員長 起立総員。よって、本件は本委員会の決議とするに決しました。

この際、ただいまの決議につきまして、文部科学大臣から発言を求められておりますので、これを許します。林文部科学大臣。

○林国務大臣 ただいまの御決議につきまして、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○富岡委員長 お諮りいたします。本決議の議長に対する報告及び関係各方面への参考送付等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○富岡委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

次回は、来る六月一日金曜日午前八時五十分理事會、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十分散会

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律

目次

第一章 総則(第一条―第十条)

第二章 基本方針(第十一条)

第三章 基本的施策(第十二条―第十六条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、スポーツ基本法平成二十三年法律第七十八号及びスポーツにおけるドーピングの防止に関する国際規約(以下「国際規約」という。)の趣旨にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定めることにより、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推

進し、もってスポーツを行う者の心身の健全な発達及びスポーツの発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「国際競技大会等出場スポーツ選手」とは、国際競技大会等(オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会及び全国的な規模のスポーツの競技会をいう。第十五条第一項において同じ。)に出場し、又は出場しようとするスポーツ選手(プロスポーツの選手を含む。)をいう。

2 この法律において「スポーツ競技会運営団体」とは、スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体であつて、スポーツの競技会の準備及び運営を行うものをいう。

3 この法律において「スポーツにおけるドーピング」とは、禁止物質(スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させる効果をもつためスポーツにおける使用を禁止すべき物質として文部科学省令で定める物質をいう。)の国際競技大会等出場スポーツ選手に対する使用その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の競技に関する能力を不当に向上させると認められる行為(以下この項において「禁止物質の使用等」という。)、禁止物質の使用等の目的でこれに用いられる薬品その他の物品を所持する行為、ドーピングの検査(禁止物質の使用等に係る検査に関する計画の立案、国際競技大会等出場スポーツ選手からの検体の採取、当該検体の保管及び当該検体の輸送を含む。以下同じ。)を妨げる行為その他の国際規約に違反する行為として文部科学省令で定める行為をいう。

4 この法律において「ドーピング防止活動」とは、ドーピングの検査、スポーツにおけるドーピングの防止に関する教育及び啓発その他のスポーツにおけるドーピングの防止に必要な活動をいう。

(基本理念)

第三条 ドーピング防止活動は、スポーツにおける公正性及びスポーツを行う者の心身の健康の保持増進が確保されることを旨として、推進されなければならない。

2 ドーピング防止活動は、ドーピングの検査における公平性及び透明性が確保されるよう推進されなければならない。

3 ドーピング防止活動は、スポーツ競技会運営団体の自主性及び自律性が確保されるよう推進されなければならない。

4 ドーピング防止活動は、スポーツの多様性に配慮しつつ推進されなければならない。

(スポーツにおけるドーピングの禁止)

第四条 国際競技大会等出場スポーツ選手は、不正の目的をもって、自己のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は他の国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、若しくは助けてはならない。

2 国際競技大会等出場スポーツ選手に対して指導又は訓練を行う者、国際競技大会等出場スポーツ選手が属するチームの業務に従事する者、国際競技大会等出場スポーツ選手に対して医療を提供する医師その他の国際競技大会等出場スポーツ選手の支援を行う者は、不正の目的をもって、国際競技大会等出場スポーツ選手のためにスポーツにおけるドーピングを行い、又は助けてはならない。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念(以下単に「基本理念」という。)のつとめ、ドーピング防止活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(日本スポーツ振興センターの役割)

第六条 独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下「センター」という。)は、国及び公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構(平成十三年

九月十六日に財団法人日本アンチ・ドーピング機構という名称で設立された法人をいう。以下「日本アンチ・ドーピング機構」という。)と連携し、ドーピング防止活動における中核的な機関として積極的な役割を果たすものとする。

(スポーツ競技会運営団体の努力)

第七条 スポーツ競技会運営団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動に主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係者相互の連携及び協働)

第八条 国、センター、日本アンチ・ドーピング機構、スポーツ競技会運営団体及び民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

(地方公共団体の努力義務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、ドーピング防止活動の推進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十条 政府は、ドーピング防止活動の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 基本方針

第十一条 文部科学大臣は、ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針は、ドーピング防止活動を推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。

3 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 文部科学大臣は、基本方針を定め、又は変更

したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 基本的施策

(人材の育成及び確保)

第十二条 国は、ドーピングの検査を行う者、これを補助する者その他のドーピング防止活動を担う人材の育成及び確保を図られるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(研究開発の促進)

第十三条 国は、大学その他の研究機関が行うドーピング防止活動に関する研究開発を促進するため必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び啓発の推進等)

第十四条 国及び地方公共団体は、ドーピング防止活動に関する国民の理解と関心を深めるよう、ドーピング防止活動に関する教育及び啓発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、ドーピング防止活動に資するよう、医師、歯科医師、薬剤師その他の医療従事者に対する情報の提供、研修の機会の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有等)

第十五条 国は、我が国における国際競技大会等の開催が円滑になされるよう、国の行政機関、センター、日本アンチ・ドーピング機構及び国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関の間におけるスポーツにおけるドーピングに関する情報の共有を図るために必要な施策を講ずるものとする。

2 文部科学大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料又は情報の提供その他の必要な協力を求めることができる。

(国際協力の推進等)

第十六条 国は、前条第一項に定めるもののほか、ドーピング防止活動に関する国際協力を推

進するとともに、センター及び日本アンチ・ドーピング機構が国際的なスポーツにおけるドーピングの防止に関する機関との連携を図るために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十年十月一日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後速やかに、スポーツにおけるドーピングの防止のための対策についてスポーツにおけるドーピングに関する国の関与の在り方を含めて検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理 由

ドーピング防止活動に関する施策を総合的に推進するため、ドーピング防止活動の推進に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

第一条 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第十五条) 第三節 組織委員会への国の職員の派遣等(第十六条)第二十八条」を

「第二節 第二節の 第三節 第五章 国

寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第十五条)

二 電波法の特例(第十五条の二)

組織委員会への国の職員の派遣等(第十六条)第二十八条 第二十九条 改める。

第四章第二節の次に次の一節を加える。

第二節の二 電波法の特例

第十五条の二 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第百三十一條第一項(第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)並びに第百三十三條の二第一項、第二項及び第五項から第八項までの規定は、組織委員会には、専ら大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

本則に次の一章を加える。

第五章 国民の祝日に関する法律の特例(国民第二十九条 平成三十二年の国民の祝日(国民

目次中「第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第二条)」を「第二章 寄附金付郵便葉書等の発行の特例(第二条)」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 電波法の特例

第二条の二 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)第百三十一條第一項(第一号から第三号まで、第六号、第八号及び第九号に係る部分に限る。)並びに第百三十三條の二第一項、第五項及び第六項の規定は、組織委員会には、専らラグビーワールドカップ大会の準備及び運営に関する業務の用に供することを目的として開設する無線局に関しては適用しない。

附 則

提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行による減収見込額は、約三十一億円で

スポーツ基本法の一部を改正する法律案

スポーツ基本法の一部を改正する法律

の一部分を次のように改正する。

第二十六条の見出し中「国民体育大会」を「国民

スポーツ大会」に改め、同条第一項中「国民体育大

会」を「国民スポーツ大会」に、「公益財団法人日本

体育協会」を「公益財団法人日本スポーツ協会」に

改め、同条第二項中「財団法人日本障害者スポー

ツ協会」を「公益財団法人日本障害者スポーツ協

会」に改め、同条第三項中「国民体育大会」を「国民

スポーツ大会」に、「公益財団法人日本体育協会」を

「公益財団法人日本スポーツ協会」に、「財団法人

日本障害者スポーツ協会」を「公益財団法人日本

障害者スポーツ協会」に改める。

第二十七条第二項中「財団法人日本障害者ス

ポーツ協会」を「公益財団法人日本障害者スポー

ツ協会」に改める。

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律

国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)の一部を次のように改正する。

第二条体育の日を次のように改める。

日 十月の第二月曜

健康で活力ある社会の実現を願う。

附 則

1 この法律は、平成三十二年一月一日から施行する。

(スポーツ基本法の一部改正)

2 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条(見出しを含む)中「体育の日」を「スポーツの日」に改める。

(平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法の一部改正)

3 平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成二十七

第三十三條第一項第一号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、平成三十五年一月一日から施行する。ただし、第二十六条第一項の改正規定

「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め

る部分を除く。、同条第二項の改正規定及び同

条第三項の改正規定(「国民体育大会」を「国民ス

ポーツ大会」に改める部分を除く。並びに第二

十七條第二項の改正規定は、公布の日から施行

する。

(地方税法の一部改正)

2 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)

の一部を次のように改正する。

第七十五条の三の見出し及び同条第一号中

「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改め

る。

理 由

国民体育大会の名称を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「体育の日の項」を「スポーツの日の項」に改める。

理由

体育の日をスポーツの日に改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成三十年六月十九日印刷

平成三十年六月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

C